

令和7年8月29日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 影山 孝男	2番 三瓶 一壽	3番 大内 広信
4番 佐藤 弘	5番 山崎 ふじ子	6番 石井 一正
7番 小林 孝	8番 松村 妙子	9番 三瓶 文博
10番 篠崎 聰	11番 橋本 善一郎	12番 佐久間 正俊
13番 影山 常光	14番 遠藤 亮子	15番 鈴木 利一
16番 影山 初吉		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 今泉 喜徳	書記 横田 涼
	書記 佐藤 祐梨子

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	坂本 浩之
副町長	伊藤 朗

総務課長	鳴原 健二	財務課長	菊田 誠子
企画政策課長	渡辺 淳	住民課長	佐久間 島宏
税務会計課長	荒井 公秀	保健福祉課長	影山 清夫
子育て支援課長	大内 広三	産業課長	遠藤 晃
建設課長	新野 恒朗	企業局長	橋本 泰寿
教育長	添田 直彦	教育次長兼 教諭課長	藤井 康
生涯学習課長	伊藤 晴之		

代表監査委員	増子 博保
--------	-------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和7年8月29日（金曜日）午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議日程の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第45号 公の施設（三春町町営バス）の区域外設置に関する協議について
- 第 5 議案第46号 三春町GIGAスクール端末整備に係るタブレット端末の買入れについて
- 第 6 議案第47号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第48号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第49号 三春町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第50号 令和7年度三春町一般会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第51号 令和7年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第52号 令和7年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）

第12 議案第53号 令和7年度三春町下水道事業等会計補正予算（第2号）
第13 認定第1号 令和6年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について
第14 認定第2号 令和6年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第15 認定第3号 令和6年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第16 認定第4号 令和6年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第17 認定第5号 令和6年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
第18 認定第6号 令和6年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について
第19 認定第7号 令和6年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について
第20 認定第8号 令和6年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について
第21 認定第9号 令和6年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について
第22 認定第10号 令和6年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について
第23 報告事項について

5 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時00分）

……………・ 開議宣言 ・・…………

○議長 おはようございます。

傍聴者の皆さまへ申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。また、許可を得た場合を除き、議場内での写真撮影、録音及び録画は禁止させていただきますのでご了承願います。

○議長 ただいまから、令和7年三春町議会定例会9月会議を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

それでは、脱衣を許します。

……………・ 会議録署名議員の指名 ・・…………

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番佐藤弘議員、5番山崎ふじ子議員の両名を指名します。

……………・ 会議日程の決定 ・・…………

○議長 日程第2、会議日程の決定を議題とします。

定例会9月会議の日程は本日より9月9日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、定例会9月会議の日程は、本日より9月9日までの12日間と決定しました。

なお、本日の議事日程は、タブレットに掲載したとおりでありますのでご了承願います。

.....・・・ 諸般の報告

○議長　日程第3、諸般の報告を行います。

出納検査の結果について、監査委員より令和7年度第3回、第4回、第5回の出納検査報告があり、その写しを掲載しましたのでご了承願います。

.....・・・ 議案の上程

○議長　日程第4、議案第45号から日程第22、認定第10号までを一括議題といたします。

.....・・・ 町長挨拶並びに提案理由の説明

○議長　町長より提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長　おはようございます。定例会9月会議に先立ち、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、今夏の異常気象についてであります。

今年6月から8月にかけて、これまでに経験したことがないような記録的な高温と、降水量が少ない状況が続いたことにより、皆様の健康への影響や農作物の被害が懸念されるなど、我々の生活に大きな影響を及ぼしました。連日のように熱中症警戒アラートが発令されたことから、防災行政無線等により注意喚起を行なうとともに、公共施設を「涼み処」としてご利用いただくことを呼びかけ、生活用水や農業用水の渇水対策事業について広報でお知らせするなどの対策を行ったところであります。今後は、台風に注意を要する季節となりますので、引き続き自然災害への対策を実施してまいります。

また、それらの災害への備えとして、9月21日に「三春町・福島県県中地方総合防災訓練」を実施する計画で準備を進めております。はしご車や消防防災ヘリコプターによる救助訓練、避難所の設営や運営など、各地区の自主防災会の皆様にもご参加いただき実施する予定ですので、多くの町民の皆さんにもご参加いただきたいと思います。

次に、福島県中学校体育大会において好成績を残され、全国大会や東北大会に出場される三春中学校の生徒の活躍についてであります。去る7月に行われた陸上競技大会では、東北大会出場を決めた生徒が1名、柔道大会では、全国大会出場を決めた生徒が1名、東北大会出場が2名でした。今年も町民に明るい話題を提供してくれた多くの生徒に対して感謝するとともに、今後の更なる活躍に期待したいと思います。

次に、8月23日にオープンした「さくら湖キャンプサイト・カヤックポート」についてであります。前日8月22日に行ったオープン記念式典では、報道機関をはじめ、多くの関係者の皆様に出席をいただき、期待や激励のお言葉をいただきながら、お披露目をすることができました。キャンプサイトの申込みも既に150件を超える状況となっており、まずは順調なオープンを迎えたものと考えております。

今後は、三春の里田園生活館や4月25日にオープンしたアウトドアヴィレッジ三春、さらには、今回オープンした「さくら湖キャンプサイト・カヤックポート」の一体的なエリアが、新しい人の流れを生み、賑わいのある魅力的なエリアとして、地域経済の活性化に寄与するよう、管理運営を担う三春まちづくり公社と連携し、また、モンベルのご支援・ご協力をいただきながら、イベントの開催なども含め、様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

それでは、令和6年度の施策の実施状況等について申し上げます。

はじめに、昨年度を振り返りますと、パリ2024パラリンピック車いすラグビー競技において、本町出身の橋本勝也選手の活躍により日本代表チームが初めて金メダルを獲得され、町民に大きな感動と勇気を与えていただきました。橋本勝也選手の栄誉を讃え、本町で2人目となる町民栄誉賞を授与し、町を挙げて祝賀行事を開催致した年でありました。今後のご活躍を期待し、引き続

き応援してまいりたいと考えております。

続いて、昨年度は令和7年度から10年間を計画期間とする第8次三春町長期計画の策定を進めてまいりましたが、第8次の長期計画策定と併せ、最終年次に当たる第7次の長期計画に基づき、令和6年度に取り組んだ主な施策などについて説明いたします。

目標1の「誰もが安全安心に暮らせるまちづくり」への取り組みであります。

東日本大震災関連では、食品等の放射能測定事業を継続して行い、安全性の確認と風評被害払拭に取り組みました。

地域防災力の強化につきましては、実沢地内に防火水槽を新設するとともに消防車両や消防小型ポンプを導入するなど、消防施設や設備の充実を図りました。

また、地区自主防災会活動の強化を図るため、自主防災組織リーダー研修会を開催するとともに、避難所開設・運営訓練などを実施いたしました。

交通安全・防犯対策としては、引き続き高齢者の運転免許証の返納を支援するとともに、カーブミラーの設置や防犯灯のLED化の促進を図りました。

次に目標2の「住みよい美しい環境で暮らせるまちづくり」への取り組みであります。

幹線道路網の整備や道路維持補修のため、町道南原芹ヶ沢込木線ほか4路線の改良工事や舗装補修等工事を行い、町道実沢青石永志田線では改良工事に向けた用地測量を進めました。また、住環境整備のため生活道路整備事業助成金を12地区に交付いたしました。

老朽化した橋梁対策としては、3巡目の点検に入り、令和6年度は19橋の点検を行い、三春駅歩道橋の補修工事にも着手しました。

ごみ処理に関する取り組みでは、ごみの減量化や資源化を推進するとともに、高齢者世帯の戸別収集について、継続して取り組みました。

また、田村西部環境センターの運営は、田村市のごみの一部を受入れながら適正な運営管理を行いました。

し尿等の収集・運搬や浄化槽清掃業務についても、衛生車を更新し適正に実施いたしました。

地域公共交通対策としては、県、交通事業者等と連携を図り、路線バスの見直しと町営バスのデジタル化と見直しによる再編を行うとともに、タクシー一定額制実証運行事業に取り組みました。

次に、目標3の「豊かな心と文化を育むまちづくり」への取り組みであります。

子育て支援分野においては、物価高騰対策として、18歳までの児童を養育している方に給付金を支給し、給食費の保護者負担軽減を図るため、保育所・こども園に対し支援金を交付いたしました。

整備を進めておりました岩江こども園につきましては、園舎建築工事及び関連する工事・業務の全てを完了し、今年4月から119名の園児を迎えて運営を開始しました。

また、昨年4月から子育て支援課内に三春町こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉が連携を図りながら、多岐にわたる支援業務を一体的に行う支援体制を整えました。

教育分野においては、「小学校教育のあり方」について町民の皆様と意見交換を重ね、令和9年4月から、三春小学校、中妻小学校、中郷小学校を統合し、令和10年4月から、御木沢小学校、沢石小学校を統合することを決定しました。現在、開校準備委員会を設置し、保護者や学校運営協議会の代表者により、小学校再編に係る様々な課題についての話し合いを行っているところです。

生涯学習分野においては、学びへの参加のきっかけづくりとして、新たに古典文学講座やツリークライミングを開催するなど、小学生から高齢者まで参加できる多様な町民講座を各種開催しました。

また、三春交流館「まほら」の活性化として三春交流館運営協議会とともに、4公演を開催した

ほか、「まほらミュージックプロジェクト」を実施し、小・中学生や高校生、一般の方などを対象とした音楽文化振興を推進いたしました。

国際交流事業においては、ライスレイク市へサマーキャンプや親善訪問団を派遣したほか、小・中学生を対象に東京アメリカンクラブと交流を図る国内留学事業を実施し、国際感覚を身に付け国際化を推進する人材育成に取り組みました。

また、中学校の部活動については、生徒のニーズに応えるとともに、持続可能な運営体制とするため、部活動地域移行への取り組みを推進いたしました。

歴史民俗資料館においては、文化財保存活用地域計画を策定するため、調査やアンケートを行なうほか、各地区において説明会やワークショップを開催するとともに、文化財フォーラムを2日間開催しました。

次に目標4の「誰もが健やかに暮らせるまちづくり」への取り組みであります。

昨年度は、社会とのつながりづくり支援の一環として、ひきこもり当事者などを対象としたカフェスタイルの居場所「なごやかカフェ」を社会福祉協議会1階ロビーに開設するとともに、自宅訪問や同行支援など、支援が届いていない人へ支援を届ける「アウトリーチ事業」に取り組みました。

また、昨年度は、小児の「五種混合ワクチン」及び高齢者などへの「新型コロナウイルスワクチン」が定期接種化され、町内医療機関の協力のもとワクチン接種に取り組み、感染症対策の充実に努めたところであります。

次に目標5の「産業が育ち魅力と活力あふれるまちづくり」への取組みであります。

農業振興対策については、地域での話し合いにより、地域農業を存続させていくための方針や農地の将来の耕作者を示す目標地図をまとめた地域計画を町内37地区で策定いたしました。今後は農業生産活動の維持・発展に向け、安定した農業経営や地域の特性を活かした農業振興事業など、地域計画の実効性を高めていく取組みを推進してまいります。

農業の担い手の確保については、新規就農者を確保するため関係機関で構成する「たむらの新・農業人サポート協議会」や「田村地方就農支援プロジェクト」等と連携し、就農相談会の実施や就農計画策定支援、農地・住居の斡旋など、新規就農希望者に対する総合的な支援を行い、将来の中心的な担い手の確保に努めました。

また、農作業の効率化、生産性の向上や労働負担の軽減を目的として「三春町スマート農業推進事業補助金」を創設するとともに、地産地消や6次産業化を推進するため、町内農産物を使用し6次化商品の開発等を行う事業者に対し補助金を交付いたしました。

商工業については、中心市街地の空き店舗を活用する事業者に対し改修費用及び家賃の補助を行うとともに、経営革新計画による新たな事業に取組む事業者に対し、奨励金の交付を行いました。また、町内立地企業に対する支援として工場等立地促進条例に基づく奨励金の交付を行いました。

観光分野においては、滝桜観光対策の充実や改善を図るとともに城下町三春の魅力発信、中心市街地への誘客を目的として、VR等のデジタルコンテンツを活用したまちあるき事業の推進、レンタサイクルの更新や案内看板の設置など観光基盤の整備に取組みました。

また、インバウンド対策事業として観光資源の磨き上げや新たな観光モデルコースを設定するとともに、台湾向けPR動画の製作やインフルエンサーによるSNSを活用した情報発信の充実を図りました。

次に目標6の「協働と町民参画による自立したまちづくり」への取り組みであります。

第8次の長期計画策定に当たっては、各地区との意見交換会や中学生とのワークショップ、町民アンケート調査などを行い、町民のニーズや考えをひろく聞きながら、計画策定に反映させまし

た。

また、地域コミュニティ・地域運営体制の構築を推進するため、各地区まちづくり協会の運営に対する支援やおでかけ応援隊の支援などを継続して実施しました。

次に決算の概要であります。

令和6年度は、物価高騰の影響を受けた低所得世帯や生活者及び事業者に対する支援事業、人事院勧告を踏まえた給与等改定に伴う人件費、衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙費など、計8回の補正予算を編成し、対応してきたところです。

歳出決算額は、一般会計が105億4,834万円、特別会計は、国民健康保険特別会計など5事業の合計が37億1,725万円、また、病院事業と水道事業など4企業会計の合計は、15億1,906万円がありました。

町債については、令和6年度末借入残高が、一般会計で93億1,171万円、前年度から7億5,990万円の増加となりました。

水道事業などの企業会計では、三春町水道事業経営安定基金からの借入を除いて10億6,818万円で、前年度から6,377万円の減少となりました。

続いて、財政状況を示す指標についてであります。経常収支比率については、91.4%と前年度より1.0ポイント減となりましたが、適正な基準とされる70~80%を大きく超え、依然として財政構造の弾力性は乏しい状況にあります。

また、国の基準に基づき算定した財政健全化判断比率についてですが、実質公債比率は7.8%で前年度より0.1ポイント増、将来負担比率については55.5%と前年度より31.2ポイント増となりましたが、指標の全てが早期健全化基準をクリアしております。今後とも体力に見合った町債の発行と効率的な財政運営に努めるとともに、積極的な行財政改革に取り組むこととしています。

それでは、9月会議に提案いたしました議案について、その概要を説明いたします。

配布いたしました議案書、議案説明書のとおり、公の施設の区域外設置に関する協議が1件、財産の買入れが1件、職員の勤務時間、休暇等に関する条例をはじめとする条例の一部改正に係る議案が3件、令和7年度の一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、下水道事業等会計に係る補正予算がそれぞれ1件、固定資産評価審査委員会委員及び教育委員会委員の任命に係る同意案件がそれぞれ1件、人権擁護委員候補者の推薦に係る諮問案件が1件、令和6年度一般会計ほか特別会計などの歳入歳出決算に係る認定案件が10件、計22議案であります。

報告事項は、財政の健全化に関する比率と第三セクターの経営状況、下水道事業等会計継続費の精算の3件であります。

慎重に審議されまして、全議案可決・承認くださいますようお願い申し上げます。

……………・・ 議案の質疑 ・・…………

○議長 ただいま議題となっております19件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

……………・・ 監査報告 ・・…………

○議長 監査委員から、令和6年度各会計決算審査に関する意見について報告を求めます。

増子代表監査委員。

○代表監査委員 皆さん、おはようございます。

令和6年度、各会計の決算審査について報告いたします。監査委員は私、増子と議会選出の影山常光委員でございます。審査の期間は、令和7年8月4日から7日までの4日間であ

ります。審査の対象は、令和6年度三春町一般会計決算から、令和6年度三春町病院事業会計決算までの10件であります。

審査の方法は、予め町長から提出された令和6年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び運用基金に係る運用状況調書並びに令和6年度公営企業会計決算書、決算報告明細書、固定資産明細書及び企業債明細書について、

- (1) 関係法令に準拠し作成されているか。
- (2) 計数は正確であるか。
- (3) 予算の執行は法令に準拠し、適正かつ効率的であるか。
- (4) 財政の運営は適正であるか。
- (5) 財産の管理が適正であるか。
- (6) 基金の運用は適正であるか。

等に主眼重点をおき、例月出納検査及び定期監査の結果を踏まえて、慎重に審査を実施いたしました。

審査に付された各会計決算書等に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類を照合審査した結果、決算計数はいずれも符号しており、誤りのないものと認められました。

各会計の審査結果につきましては、お手元に掲載しております決算審査意見書で詳細に報告をいたしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

最後に、決算審査意見書の19ページから「結び」として意見をまとめさせていただきましたので、ここで読み上げさせていただきたいと思います。

財政運営全般について。令和6年度は、物価高騰の影響を受けた低所得者世帯や生活者及び事業者に対する支援事業、衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙費、福島県人事委員会勧告を踏まえた給与等改定に伴う人件費などに対する補正予算が組まれました。工期の延長等により繰越となった事業を除き、予算に計上された事業は概ね予定どおり遂行されております。

一般会計の歳入総額は111億5,268万円で、地方交付税、国庫支出金、繰入金、町債などが増加したため、前年度に比べ8億4,493万円の増となりました。自主財源である町税は、定額減税により町民税が前年度と比べ6,552万円（前年度比8.2%）減少したものの、固定資産税が3,757万円（前年度比3.9%）増加しております。そのような状況にあって、高い徴収率の維持は喜ばしいことでございます。

また、一般会計の歳出総額は「第7次三春町長期計画」に掲げる将来像の実現を目指した各種施策や事業、原油価格・物価高騰等に伴う生活者や事業者への支援対策、アウトドア・アクティビティの環境創出に伴うキャンプ・カヤック場の整備など前年度に比べ5億1,679万円増の105億4,834万円となりました。翌年度に繰り越すべき財源である6,323万円を差し引いた実質収支は5億4,111万円の黒字ですが、単年度収支に財政調整基金への積立金を加え、財政調整基金取崩金を控除した実質単年度収支は、9,751万円の黒字となりました。

今後は、より一層最小の経費で最大の効果を上げるよう各種施策に取り組むとともに、職員一人ひとりが適切な契約処理及び予算執行に努めることを基本に、過年度の財政状況や同規模の他自治体との比較をしながら町の将来的な財政動向を意識し、「いつまでも“ゆかしい”まち 三春」の実現を目指して事業を展開することを期待いたします。

特別会計では、実質収支が国民健康保険特別会計が6,919万円、後期高齢者医療特別会計が117万円、介護保険特別会計が1億481万円であり、町営バス事業特別会計及び

放射性物質対策特別会計は0円でありました。一般会計から特別会計への繰り出しは、前年度と比較すると605万円減の5億5,728万円となっております。

次に、令和6年度の町債発行額は、前年度に比べ1億7,360万円増の14億370万円となりました。町債残高は、前年度から7億5,990万円増の93億1,171万円となつたため、今後もさらなる町債発行の抑制に努めが必要でございます。

最後に、経常収支比率は前年度比1.0ポイント減の91.4%となり、適正とされる範囲を超える財政構造の弾力性が損なわれている状況なので改善が必要であります。また、将来負担比率は、前年度比31.2ポイント増の55.5%と将来負担額が大きく増加しました。引き続き財政健全化に向けた積極的な行財政改革に取り組むことが必要であります。

以上でございます。

……………・ 議案の委員会付託 ……

○議長 お諮りします。

ただいま議題となっております19件については、掲載した議案付託表のとおり、各常任委員会及び予算決算特別委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号から議案第53号まで及び認定第1号から認定第10号までを議案付託表のとおり各常任委員会及び予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

……………・ 報告事項について ……

○議長 日程第23、報告事項について。報告第5号「令和6年度財政の健全化に関する比率の報告について」、報告第6号「令和6年度三春町第三セクターの経営状況報告について」、報告第7号「令和6年度三春町下水道事業等会計継続費の精算報告について」町長より報告がありました。このことについてはタブレットに掲載したとおりですので、ご了承願います。

……………・ 散会宣言 ……

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。これにて散会します。ご苦労様でした。

(散会 午前10時32分)

令和7年8月30日（土曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 影山 孝男	2番 三瓶 一壽	3番 大内 広信
4番 佐藤 弘	5番 山崎 ふじ子	6番 石井 一正
7番 小林 孝	8番 松村 妙子	9番 三瓶 文博
10番 篠崎 聰	11番 橋本 善一郎	12番 佐久間 正俊
13番 影山 常光	14番 遠藤 亮子	15番 鈴木 利一
16番 影山 初吉		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 今泉 喜徳	書記 横田 涼
	書記 佐藤 祐梨子

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	坂本 浩之
副町長	伊藤 朗

総務課長	鳴原 健二	財務課長	菊田 誠子
企画政策課長	渡辺 淳	住民課長	佐久間 島宏
税務会計課長	荒井 公秀	保健福祉課長	影山 清夫
子育て支援課長	大内 広三	産業課長	遠藤 晃
建設課長	新野 恭朗	企業局長	橋本 泰寿
教育長	添田 直彦	教育次長兼 教諭課長	藤井 康
生涯学習課長	伊藤 晴之		

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和7年8月30日（土曜日）午前10時00分開議

第1 一般質問

5 会議次第は次のとおりである。

（開議 午前10時00分）

……………・・ 開議宣言 ・・…………

○議長 おはようございます。

開会に先立ち、傍聴者の皆様に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますよう、お願ひいたします。

また、許可を得た場合を除き、議場内での写真撮影、録音及び録画は禁止されておりますので、ご了承願います。

本日は9名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いいたします。

なお、本日は傍聴者の方々の案内や誘導等について、田村高校生6名の皆さんに協力をいただいており、併せて、議場内で一般質問を傍聴していただきますので、あらかじめお伝えいたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。それでは脱衣を許します。

……………・・ 一般質問 ・・…………

○議長　　日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第56の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は、質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう、事前通告制を取っております。また、質問時間は、会議規則第62条の規定により、質問者1人につき質問全体で30分以内の時間制限です。

それでは、順番に発言を許します。

○議長　　4番佐藤弘議員、質問席に登壇願います。

傍聴者の皆様にお願いします。佐藤弘議員ちょっと声を患っておりますので、聞きとれない面もあるかと思いますが、ご了承願います。

質問を許します。

○4番（佐藤弘議員）　　初めに、農業振興地域の見直し後について2点ほどお尋ねいたします。

最初に、現在どのようにになっているのか、お尋ねいたします。

○議長　　答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長　　ご質問にお答えします。

町では農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良な農地を保全するとともに農業振興のための各種施策を計画的に実施するため、「三春農業振興地域整備計画」を策定しており、社会経済情勢の変化等に的確に対応するため、令和6年4月に計画の総合見直しを完了したところであります。

具体的には農業振興地域内にある農用地区域内農地、いわゆる農振農用地の除外や編入などの見直しを行ったものであり、町の総面積7,276haのうち6,813haを農業振興地域として指定し、農業振興地域内の田畠等の農用地2,406haのうち、農振農用地を1,322.4haとして設定しております。農振農用地につきましては、見直し前に比べ8haほど減少しております。

町では今後10年間、見直し後の計画に基づき、関係機関とも連携し農地の確保・保全を図り、地域農業の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長　　再質問はありますか。

（ありませんの声あり）

○議長　　第2の質問を許します。

佐藤弘議員。

○4番（佐藤弘議員）　　2つ目。今後近い将来、農業を放棄する人が数多く出てくると思われる。荒れ地になると思われる地区ごとの農地面積と荒れ地になると思われる面積を教えてほしい。

○議長　　答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長　　質問にお答えいたします。

まず、農業振興地域整備計画における地区ごとの農地面積につきましては、三春地区が17.3ha、沢石地区が553.4ha、要田地区が307.5ha、御木沢地区が328.2ha、岩江地区が189.9ha、中妻地区が433.2ha、中郷地区が576.5haとなっております。

次に、将来耕作されないと見込まれる農地につきましては、昨年度策定いたしました地域計画に基づく推計ではございますが、三春地区が4.3ha、沢石地区が54.5ha、要田地区が47.7ha、御木沢地区が25.2ha、岩江地区が20ha、中妻地区が44.8ha、中郷地区が57.8haと見込まれております。

○議長　再質問はありますか。

佐藤弘議員。

○4番（佐藤弘議員）　近い将来、荒れ地になるということでお尋ねをしましたが、現在純農のほか、兼業で農家をやっている方。大体75歳以上の方がほとんどだとお聞きをしておりましたが、そうではないんでしょうか。

先ほど答弁にありました荒れ地になるha総面積から比べますと、1割ほどしかありません。私の勘違いなんでしょうか。ほとんどの方が農業をされない、やれない。子どもは継がない、孫もやらないと聞いておりますが、1割ほどだということはどういうことでしょうか。もう一度お願いします。

○議長　答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長　再質問にお答えいたします。

三春町の農業者の平均年齢につきましては70代であったかと思いますが、ご質問のありました今後耕作されない農地1割程度ということでございますが、先ほど答弁させていただきました地域計画におきまして、現在耕作されている農地、それから耕作している人の現況地図を作成いたしまして、その後10年後の目標ということで目標地図を策定いたしました。現在耕作されている農地、それから将来耕作されるであろう農地ということで、その差について数字として上げさせていただきました。

この数字につきましては、今後、地域計画におきまして、地域の農業の農地の担い手確保、それから、農地の集団集約化、農地を集めることによって生産性を高める、そういう取り組み、それから、いわゆる法人等の企業参入、そういうものを今後進めていきまして、こういった耕作農地を解消しながら、なつかつ発生を防止するよう努めていきたいと考えておりますので、そういう計画の中で、答弁の中で、こういった数字を説明させていただきました。

以上でございます。

○議長　再質問はありますか。

佐藤弘議員。

○4番（佐藤弘議員）　問題なのは、実際農業を10年後やらない。そういうことであれば当然、荒れ地になる。したがって、こういう数字ではないんではないか。農地にそのうち使うという見通しをきちっと立てているのか。今後そういう見通しが立っていなければ、現時点で荒れ地になるというふうに考えられるのに入るんではないか。

したがって、70歳以上、要するに10年後、15年後、90歳にもなる方が1割しかいないということはおかしいのではないか。もう一度、予定される面積をきちっと出してほしい。

○議長　答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長　将来耕作されない農地でございますが、私の方で答弁させていただいた農地につきましては、いわゆる地域で行う多面的維持活動、それから中山間地域等直接支払制度、

そういうものを活用し、現在は耕作されていないかもしれません、農地として維持管理している活動ということで、各地域・地区で行われております。

先ほども答弁させていただきましたが、地域の農業の担い手、そういうものをしっかりと確保して、そういう農地についても将来的にしっかりと農地として活用していくと。そういう考え方のもとに、先ほど耕作されない将来的な推計ではございますけれども、そういうことで数値を答弁させていただきました。

以上です。

○議長 質問はありますか。

佐藤弘議員。

○4番（佐藤弘議員） 今の答弁で耕作されない、要するに遊休農地。これは耕作されないんですから荒れ地になると。そういうふうに見込まれるんではないでしょうか。

先ほど言ったとおり、1割しか荒れ地にならない。そういう保障がどこにあるんですか。地域でこれから農業をやるという人が見つかるんですか。いないんではないですか。他から来るということでなければ、現在息子も孫も「やらない」と言っているんですから、見つかるはずがない。どこにやる人がいるんですか。農業で生活ができるんですか。できないと言われています。

国も「農家で生活ができるように」と何十年も言ってきていますが、いまだに農家だけで食っていけるのがなかなかない。保障がない。そういうなかで、遊休地はあるが、やる人が見つかるようなことを言っていますが、ないんではないですか。実際どうなんですか。あるんですか。具体的に示してください。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

農業の情勢が大変厳しいというのは、十分承知してございます。ただ、ここで行政として考えなくちゃいけないのは、今が厳しいからじゃあ将来も駄目なんだと、今の段階で結論を出していいのかということを逆に問いたいです。

我々考えているのは、農地というのは何年か休ませておいて、「さあ作れ」と言われてすぐできるものではないというのはご承知かと思うんですが、そういうものを適切に維持管理していく作業も当然必要です。

そして、担い手がいないではないかという話なんですが、今実際には作業の受委託等がかなり進んでおりまして、所有者とは別な方が農地を委託されて、あるいは借り上げて農作物を作っているというのが主流になってきております。

それを、先ほど担当課長が言った集落あるいは集団でというふうな表現になっておりますが、そういう形で何とか今やっております。

そして、一番根本にあるのは、中長期的に見て日本の食料自給がどうなるのかという問題にも行き着く問題だと思います。今現在はっきりした道筋は示されておりませんけど、これだけ異常気象が続いて、世界情勢も厳しいなかで、国民の食料をどう確保するかというのが、もし積極的に増産しましようというふうに切り替わる政策になれば、一転して農地は求められる。働く人も何とかして手当てる。そういう時代が全くゼロではないというふうに我々は思っております。

したがいまして、今現在厳しいからといって見切りをつける、そういう考え方はございません。

○議長 質問はありますか。

佐藤弘議員。

○4番（佐藤弘議員） 町長の答弁、もっともらしい。私は、そう言うしかないと思うんです。ここ何十年も農家をやるという人がどれだけ増えていますか。

先ほど言ったとおり、やらない、やれない農地がどれほどあるんですか。確かに家庭菜園みたいな形で畑をやってみたい、そういう人がいる。しかし、何%なんですよ、実際。農家をやはりやる、やらなければならない、そういうふうな制約が出てくるんですか。そういう政策も目の前に全くないなかで、単に送られるだけではしょうがない。決断を早めにすべきだと思います。

以上です。

○議長 答弁を求めますか。

（いいえの声あり）

○議長 次の質問に移ってください。

○4番（佐藤弘議員） 初めに2点と言いましたけれども、すみません、3点ありました。

3点目。荒れ地になる農地、町として何か考えていることがあればお聞かせ願います。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 ご質問にお答えします。

町では、耕作されていない農地につきましても、町の農業振興を推進していくため、引き続き農地としての確保・保全に努めてまいりたいと考えております。町の対策としましては、農業者が遊休農地の再生作業を実施する際の補助金の交付、農地の耕作規模拡大のために農地の貸し借りを仲介する農地バンクの活用促進、地域の共同活動で行う多面的機能支払交付金制度による農地の維持管理への支援、加えて、農業委員会におきましては、農地の集積・集約、企業や新規就農者の参入促進に向けた活動に取り組んでいるところであり、今後もしっかりとこういった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、町では、昨年度に町内37地区で策定いたしました地域計画を推進するため、地区との話し合いを継続するなかで、地域の特性を活かした新たな振興作物の創出など遊休農地対策と農業の持続的な発展に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 再質問はありますか。

4番佐藤弘議員。

○4番（佐藤弘議員） 今の答弁の中で、「農業委員会では農地の集積・集約、企業や新規就農者の参入促進に向けた活動に取り組んでいるところあります」。何年取り組んでいくんですか。具体的な展望が全く見えていないんではないでしょうか。

また、各地区で「地域計画を推進するため、話し合いを継続するなか、地域の特性を活かした新たな振興作物の創出など遊休農地の活用に向けて」とありますが、実際、新たな振興作物見つかっていますか。仮に見つかったとしても、やる人がいるんですか。先ほど言ったとおり、もう80～90歳になる、人がいない地域で誰がやるんですか。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 まず農業委員会の活動の件でございますが、こちらの方は農業委員会の役割として先ほど答弁させていただいた内容についても活動を行っておりますので、現在も制度発足後活動を行っているということで、実際には農業委員会において農地転用等の審議も行っ

ておりますが、それに加えて毎年農地パトロールということで、各地区の農地の状況を把握する。それから農業者との情報交換。そういったものを通じて、いわゆる農地の集積・集約化、貸し借り、それから新しく農業を始めたい、そういった情報を取得して担い手の確保に努めているところでございます。

それから2点目の振興作物でございますが、現在町では、果樹栽培の検討を行っているところであり、特に北部地区等にそういった、もともと例えば桑畠だったというようなところ、そういったところで桃ですとかぶどうですか、そういったものを栽培、これから町の振興作物としてやっていかないかということで検討を進めているところでございます。

最後のそれをやる方につきましては、こういった町で振興作物の情報提供PR、それから内容、そういったものをしっかりと情報を発信して、そういったものに取り組む方、そういった方々もしっかりと確保してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問はありますか。

佐藤弘議員。

○4番（佐藤弘議員） 最後に、やる方を確保していきたいという考えは分かりますけれども、確保できるんでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えします。

やってみたいという人を増やす努力をしていくというのが、町からの答弁となると思います。

ただ一貫して、今の農業、三春の農業に対してちょっと暗いイメージが感じられるので、その辺だけちょっとお話をさせていただきます。

三春の農業、結構頑張っていまして、例えばピーマンですと国が指定する野菜指定産地、国の全体で見ても重要な産地となっております。こういったものがもうすでに好況でして、3年間黒字経営、前年度増しの生産量を出しているというふうな非常に有力な産地になっているということが1つ。

あとは、若い方も数的にはまだまだ少ないんですけども、若い方で新規就農で始まっているということも実際にございます。

あと産業課長が、新規作物として果樹を研究していると。始まったそのとおりでございまして、これは農家さんの方を回ったりすると「ぶどうを作っているなんだけれども、ほかにやる人いないかね」という話がよく最近出ております。そういう声を束ねると、佐藤議員がおっしゃっているような膨大な数の人数にはなりませんが、ごく少数のやる気のある人間がいらっしゃいますので、行政としてはそういった方の手助けをして支援をして大きく育てていく。かなり時間がかかる作業だとは思うんですが、決して後ろを向かない、前向きに取り組んでいく、そういった姿勢としてお答えするしか現在のところはございません。農業に対して我々は明るい希望を持っております。

以上です。

○議長 質問はありますか。

佐藤弘議員。

○4番（佐藤弘議員） 最後の質問になりますけれども、よく考えてみると、全長2,406ha、このうち荒れ地でない農地2151.7haになります。これだけの農地がきちんと農業

として使用できるようになるとは全く私は思いません。

2,151haもどうお考えでしょうか。今後いろんな新規参入も入れてやつても、この2割程度くらいではないかと思いますけれども、2,151ha埋まるとお考えでしょうか。最後にお尋ねします。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えします。

短期間に全部埋まるというふうにはなかなか考えづらいと思います。

ただ一つ大事なことを申し上げるのを忘れておりましたが、先ほど多面的利用というふうな言葉が出てきております。農業というのは作物を作るだけではございません。周囲の農土を含めた山林などの草刈りをやる、あるいは土砂が崩れれば地域の方が総出でそれを補修する、そういう活動で集落機能が維持されております。農業の一つの側面であります。

もし、農業が駄目だ、農地が駄目だ、見切りをつけるということになると、この活動も駄目になってしまいます。つまり農村地区から農家の方がいなくなったら、農村そのものが消滅する。そういう深刻な事態になるわけですので、まず、農地を活用するのは大事なことで、新規作物あるいはそれをやる人を見つけるというのは引き続きやってまいりますけれども、そういう多面的機能も勘案していただいて、ぜひとも農業をそういう面で評価していただければありがたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長 質問はありますか。

(ありませんの声あり)

○議長 次の質問に入る前に佐藤弘議員にお話します。また、これから質問する8人の議員も同じです。

昨日打合せしたとおり、まず「登壇願います」と言いましたら登壇して、「質問を許します」と言われたら質問してください。そして答弁があります。

その後は質問ある方は自分で手を挙げて「議長」。私は「再質問はありますか」「再々質問はありますか」って言いません。昨日お話ししたとおりであります。そして質問がなくなったらば「質問はありませんので、次の質問に移ります」。これも自分で言ってください。そういう打合せを昨日したつもりであります。

どうぞよろしくお願ひして、次の質問に移ってください。

○4番(佐藤弘議員) 少子高齢化に対する町の施策についてお尋ねをいたします。2点ほどお尋ねをいたします。

まず初めに、人口減少が問題であります。このままではジリ貧で町がなくなります。焼け石に水的な施策ではどうしようもありませんが、町の施策は何でしょうか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 少子高齢化による人口減少の問題は全国的な問題になっており、各自治体でも様々な施策を実施しておりますが、自治体間で人口を奪い合うということは、日本全体の人口減少の問題を解決するものではないとの指摘もされております。

そのような状況のなかでも、三春町としては人口減少に歯止めをかける、減少の速度を緩やかにする、また、人口減少が進むなかでも町民の一人ひとりが幸せを感じながら豊かな生活が営めるような様々な施策の展開を図っていきたいと考えております。

人口減少に歯止めをかける、減少の速度を緩やかにするための具体的な施策については、若い世代の方々の経済的な支援などにより移住・定住を促すため、奨学金返還への支援や住宅取得への奨励金の交付、空き家改修への助成、新婚生活者への支援、産前から産後、子育てに係る支援、小規模な住宅地の提供や賃貸住宅の建設を促進する奨励金など様々な施策を行っております。

○議長 佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) ただいまの答弁の中で、「豊かな生活が営めるような様々な施策の展開を図っていきたい」とありましたけれども、豊かな生活。私は今、昨年もそうですが、生まれる子どもが町内60人。子どもがいなくなる。高齢化が進む。これで豊かな生活が営めるんでしょうか、疑問です。

それから、減少の速度を緩やかにする。速度をゆっくりにしたところで、減っていくのは歯止めが利くわけではありません。小規模な住宅地の提供。小規模な住宅地では、全く間に合いません。私は減少に対する施策がどこにあるのか分かりません。

空き家改修、何件の空き家が改修できるんですか。それよりも若い人がどんどん毎年三春町から離れていく。若い女性もそうです。これで緩やかな政策も何もあったものではないと私は思っているんです。

結果的に、減少に歯止めをする政策はないんではないですか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

よく高齢者学級あるいは舞鶴大学などで講話をする機会がございます。そのときまず最初にお話しさるのが、人口減少というはどうしようもない現実であるというふうな話をまず真っ先にさせていただいております。そのために何をやるべきかというのは、適応していくことが大事ですというふうな考えをお伝えしております。

残念ながら、人口減少は日本をはじめとして世界、いわゆる旧先進国と言われた国々は共通して人口減少、出産の数が減っているというふうな大ざっぱな流れがございます。理由についてはよく分かりません。

ただ、もっと身近な部分で、例えば福島県あるいは三春町もそうなんですが、人口減少、一番の原因と言われているのが、実は若い方の就職が地元にないということは県の方でも正式に発表してございます。

すなわち、新卒の高卒あるいは大卒の若い方が、県内・町内にとどまらないで進学先の首都圏の大学、あるいはそちらの近郊の方に就職してしまうというのは全体的な流れであります。福島県というのは東北6県の中でも若い方の流出はワーストワンであります。そこをまず抑えられない限りは、若い人そのものがいないですから、地元に残ってお子さんが増えるというのはなかなか期待ができない。

したがって今、国・県、町もそうなんですが、何にポイントを置いていくかというと、地元就職。地元に就職できるような体制を作りたいというのがそもそもの始まりであります。

町では微力ながら、間もなく発刊されます広報みはるの中でも、地元の企業などを紹介させていただいております。優秀な製造業がたくさんあるにも関わらず、見向きもされないという状態が続いておりますので、まずはそういうものを情報を得ていただいて、就職先として考えてほしいというのが一丁目一番地だというふうに思っております。

佐藤議員お質しのとおり、住宅というのは大事な要素の一つであります。もし順番があるとすれば、まずどこで就職をするか。就職をして、そこは買物は便利なのか。お医者さんはいるのか。あるいはもし子どもができれば預かってくれるのか。そういう順序に概ねなってくるのかなというふうに思っております。

町としては、子育て支援あるいは住宅の方で空き家を再生利用してというふうな考えを申し述べておりますけれども、根本的にそういった実情があるということですから、そこをぜひともご理解いただき、適応していく。これから正直に申し上げまして、2040年がピークで日本はますます縮小してまいります。これはもう現実であるわけです。それを現実として受け止めて、それに適応していく社会づくりというか、仕組みをつくっていかないと大変なことになるという危機感を持って現在仕事をしております。

ちょっと長くなりましたが、そういうことを踏まえまして、先ほど就職の話はちょっと置いておきますけれども、若い方がもし三春に住もうとなった場合は、住宅関係必要でないかというの、お質しのとおり必要だというふうに思っております。

町としては新規の宅造というよりは、今現在は空き家あるいはそれを再生利用するといった方法を何とかできないかということで様々な取り組みをさせていただいております。

お質しの中にありました空き家の件数あるいは住宅に関する数字については、担当課長より答弁させます。

○議長 渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 空き家の件について補足をさせていただければと思います。

住宅政策として、町の方で近年小規模な宅造等々行っておりますが、町長答弁させていただいたように、空き家を活用して様々な住環境の提供をさせていただければということで取り組みを進めています。

一つは空き家バンク事業で、答弁の中にもありました空き家改修の補助事業等々がございます。実績については今手元に少し数字がないんですが、空き家改修事業につきましては、令和4年度の実績で5件という数字がございます。

そういう取り組みの中で、先ほど町長申し上げましたように働く場所、加えて住む場所の提供の取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長 佐藤弘議員。

○4番（佐藤弘議員） 人口減少。これはどうしようもないみたいな答弁では、私は困るなと思ってます。ただ、三春町が言えることは、いろんな意味で子育てに関する施策であっても、他の町に劣らない素晴らしい施策がいっぱい三春町にはあると、私はそういう意味では言えると思います。

ただ問題なのは、それだけで人口が増えない。小規模な住宅地の提供、これもあつという間に埋まります。でも小規模ですから、年に何件、10年に100件あるかどうか。私は、いずれにしろ歯止めになかなかならない。素晴らしい町であっても集客能力がすごいと言われても、三春町に住む、ぜひ住んでみたいという多くの声を聞くんですが、実際来ない。非常に残念だと思います。

以上で、答弁はいりません。

1番の質問を終わって、2番の質問に入ります。よろしいですか。

では、2点目の質問。解決策は若い人に多く住んでもらう以外にはありません。どこの町も分かっているのであります。隣接する郡山市があります。若い人がいっぱいおります。こ

の条件を有効にする施策を考え出しが、一番町の生き残りであるので、新たな都市計画策定を全町を挙げプロジェクトを作り取り組んでもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

まず都市計画とはということなんですが、農林漁業との調和を図りつつ、都市の健全な発展と秩序ある整備のため、土地利用や都市機能の整備、市街地開発事業の計画になり、併せて施設整備を実施するものになります。

また、現在国・県では、都市計画マスタープランとなる立地適正化計画の策定を全ての市町村に求めており、この計画は、分散化した商業、医療や福祉といった都市機能を人口密度の比較的高い地域に誘導して生活の利便性を高め、さらに住まいを誘導することで都市の持続性の確保、各種サービスの効率化による行政コストの削減を図ることを目的としております。

若い人に多く住んでもらうためには、住宅や住宅を建てる場所だけを提供するのではなく、生活をするうえでの利便性や先ほど答弁させていただいた若い世代の方々の経済的な支援など、ハード・ソフト両面での取り組みが重要となります。こうした取り組みを進めてまいりまして、若い世代の方々に三春町に住みたいと思っていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) ただいまの答弁の中で、「国・県では都市計画マスタープランとなる」。

これは、「人口密度の比較的高い地域に誘導して」とあります。したがって、三春では本当のまちなか整備に関する中身になってくるだけの話だと思うんです。

問題なのは答弁であります。「住宅や住宅を建てる場所だけを提供するのではなく」とあります。しかし、住宅を建てる場所。宅地。三春町にどれだけの宅地がありますか。宅地がない。したがって、農家の次男坊、三男坊が結婚して、自分の家の近くに農地がいっぱいあります。住宅を建て住もうとしたら駄目。農地でありますから、農振がかかっていますから駄目。

郡山にわざわざ家を建て、若い夫婦が生活をする。そんな実態を町がどう考えますか。宅地がないから。したがって私は思うのは、先ほど言いました農地。荒れ果てていく限りもない多くの農地に400～500住宅団地を都市計画として、町がいろんな多くの皆さん、多くの人の知恵を絞って考え出す。したがって、そういう農地に都市計画的に新しい町を作る。そして、多くの若い人に来てもらう。これは国・県に承認を得なければならない大変な仕事になります。

したがって、全町、議会も含めて取り組みをして、承認を得れば農振も何も全て吹っ飛びます。農地、どうしようもない。農地が宅地になる、農家の人も大喜びです。全然やらないんですから。そういうことも含めていくらかでもできれば、考え方をいろんな方向から検討をすべきだと。

できれば大変良いことありますし、できなくてもできないと思って、やってOKであれば、それこそ良いことがないと。三春に住みたいと思っている若い人がいることは、今まで小さな宅造をやってきて、郡山の若い人が三春の宅地を求めて来ていることも事実でありますし、何とか町がプロジェクトを組んで検討をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長 答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、三春町内にどれぐらいの住宅地があるのかということでございますが、町の方ですべからく住宅地の把握をしているわけではございませんが、確認をさせていただくなかで、いわゆる民間事業者、Web上で住宅地の販売を告知している件数が相当程度あるというのを確認をさせていただいてございます。

また、近年の動向としましては、ハウスメーカーなどが小規模にはなりますが、数区画宅地を造って分譲しているというような動きもあるということで、ある程度民間の方でも住宅の動きがあるというのが、まず1点でございます。

2つ目でございますが、まず町内の新築住宅の件数の動向でございます。

概ね年間で平均しますと、ここ数年50件から60件ぐらいで推移してきているという状況がございます。

そういう意味では、まず需要と供給という観点から申し上げますと、ある程度民間の中でも対応はできているというような認識でいるというのがまず一つでございます。

もう一つご指摘がありました、農地を宅地化するお話をございます。

ご指摘のとおり農振農用地が、規制がかかっていた土地を宅地化するにあたっては、法的に様々な手続があるということでございます。大規模に開発をしようとしますと、さらにそのハードルが上がるということがございますので、まずその点について答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長 佐藤弘議員。

○4番（佐藤弘議員） 新たなプロジェクトチームを作つて都市計画に上げてやる。そういう検討はすべきだと思うんですが、検討だけでもやる考えがあるのかどうなのか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

大規模宅地造成のためだけのプロジェクトチームというようなことは、現在のところ考えておりません。これも先ほど申し上げたとおり、各町長講話の中でもお話をさせていただいているんですが、遠い将来、三春町は住宅密集地、いわゆる人口密集地は2つのエリアになるだろう。旧町内及び岩江地区の舞木駅近辺という話をさせていただいて、農村部については小さな拠点で集落機能を維持していくかないといけませんねというふうな話をさせていただいております。

それを基本に据えて、それに伴つて必要となる住宅はどのような形が適切なのか、数はどのような必要になるかというのは、当然これから、いわゆる仕事というかプロジェクトとして進めてまいります。

したがつて、佐藤議員のご質問にあったとおり、じゃあ仮に大規模を造るとなるとどのくらいかかるだろうねというふうなことであれば、そういったプロジェクトといいますか、作業の中で検討していくということは可能ですが、一番最初に申し上げたとおり、大規模宅地だけを造るというプロジェクトではないということだけはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 佐藤弘議員。

○4番（佐藤弘議員） 最後に質問します。

要するに「宅地だけを」と言うとなかなか難しいと思いますが、新たな町をつくる。そういう意味で、農村部に新たな町をつくるということで検討願えればと思います。

以上です。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 いわゆるニュータウン的なものというふうに理解いたしました。

賛否両論あると思います。ニュータウンを造ったために旧市内地が衰退したという例はいくつもありますし、それを果たして是とするかということもありますし、じゃあ何年かかっても住宅が増えないではないかというそういういったジレンマがありますので、ある意味それはバランスで考えていくべきだというふうに思っております。

したがいまして先ほど申し上げたとおり、人口動態を見極めながら、それに必要な住宅はどうあるべきかという視点の中で、最適な住宅配置というのは考えていくべきものというふうに考えておりますので、一足飛びに住宅というのは現在のところはちょっと考えられないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長 以上で4番佐藤弘議員の質問を終わります。

1時間経過しましたので、11時5分まで暫時休憩といたします。

……………・ 休 憩 ……………
(休憩 午前11時01分)
<休 憩>
(再開 午前11時07分)
……………・ 再 開 ……………

○議長 休憩前に引き続き再開します。

14番遠藤亮子議員、質問席に登壇願います。

○14番（遠藤亮子議員） 議長のお許しをいただきましたので、さきの通告により2点ほど質問をさせていただきます。

1点目の質問ですが、0歳児から2歳児を対象とする紙おむつとおしりふきの月額定額制度、現在行っているアンケート調査に踏まえ、町ではどのようなお考えがあるのかお伺いいたします。

福島市では昨年、保育所と認定こども園全施設に通う0歳児から2歳児を対象に、紙おむつとおしりふきが使い放題になるサブスクリプション制度を今年2月から実施する方針を固め、現在スタートさせている施設があります。

保護者が紙おむつを持ち込む手間が、そして、施設側が乳幼児ごとに用品を管理する労力を省けること。乳幼児が保育時間内に使用する紙おむつなどは、保護者が送迎時などに子どもの名前を書いて持参する。預かる施設側は乳幼児ごとに管理する場合が多く、保護者や職員の負担となっていました。このサービスの導入により、保護者と施設双方の負担軽減を加え、誤使用なども防ぐ効果もあるとのことです。

福島市内の0歳児から2歳児を預かっているとある保育所では、おむつ替えの頻度が年齢が低いほど多く、5～6回替える日もあります。保管場所も限られ、保護者に消費枚数を細やかに伝えて届けてもらっております。この制度によって職員の負担が減り、子どもと遊ぶ時間が増やせるとの期待があるそうです。

また、保護者は朝の準備が忙しく、おむつに名前を書く時間もあるので、定額で使え、枚数を管理する必要も省けるのはありがたいそうです。

全国でも少子化問題は避けられない状況のなか、移住・定住促進に向け、子育て支援の一環として、若い世代の方々の興味を示すところかと思われます。

このような声に、町では実施しているアンケート調査の経過と定額利用に関して、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

大内子育て支援課長。

○子育て支援課長 質問にお答えいたします。

おむつの定額利用サービスは、毎月利用者が定額の利用料を事業者に支払うことで、事業者から教育・保育施設へ届けられたおむつを使用することができるものであります。

保護者にとっては、先ほど議員おっしゃるように、おむつへの名前の記入や施設への持ち込みが不要となるため、利便性の向上につながり、施設にとりましては、おむつの一元管理による業務負担の軽減などが期待されるサービスであると認識しております。

町では、保護者のニーズを把握するために、今年6月に町内5つの施設に子どもを通わせる0～2歳児の保護者134件を対象にサービスに関するアンケートを実施しました。107件の回答を頂いたところでございます。

アンケートの結果、「おむつの定額利用サービスを案内した場合、利用したいですか」との問い合わせに、全体の約88%の方が「利用したい」または「金額や商品次第では利用したい」と回答いただいたております。

また、サービスを判断するポイントとしまして、「料金が安価であること」、「普段使っている紙おむつを使用できること」、「サービス利用の手続が簡単であること」などの回答がありました。

そのほか、サービス全体に関し、「名前の記入や持込みの手間が省けるのでぜひ利用したい」という意見や、「普段使用しているおむつ以外のものを使用した時の肌トラブルなどが心配」、また、「自分で購入するよりも金額が高くなるのであれば利用しない」などの意見がございました。

今後、サービス導入に向けた課題の整理と施設との協議・調整を行い、詳細な制度設計を進めてまいりたいと考えております。

○議長 遠藤亮子議員。

○14番（遠藤亮子議員） アンケート調査の結果ですが、134件という対象に107件の回答というところで、かなり回収率は高いかと思われます。

そのなかでも、利用したいという問い合わせ88%の方々が「利用したい」という回答をいただいているということなんですが、とても興味を示されている数字に出ているのではないかなと思われます。

そのなかで、アンケートの調査内容なんですが、利用したいかしたくないか、その内容においてアンケートの具体的なものを少しお聞かせいただけますでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

大内子育て支援課長。

○子育て支援課長　再質問にお答えします。

手元に今アンケート調査表をちょっと持参しておりませんので、詳細まではちょっとあれなんですが、内容につきましては先ほど申しましたように、利用したいかしたくないか、あとは金額が幾ら程度であれば利用するかという、それも2,000円未満ですかとか、2,000円から2,500円、2,500円から3,000円とか、そういう形での問い合わせさせていただいたところでございます。

項目が多いわけではございませんので、そういう内容のアンケート調査を実施したというふうなことでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長　遠藤亮子議員。

○14番（遠藤亮子議員）　具体的なものというのが、ちょっと手元にないということで少し残念だったんですけれども、金額の方が、大体福島で始められているところでは2,508円という数字が出ております。町としては大体幾らぐらいの予定で進めたいというお考えがあるか、お聞かせください。

○議長　答弁を求めます。

大内子育て支援課長。

○子育て支援課長　お答えします。

金額につきましては、今後サービスの提供方法や契約方法等詳細な内容を検討する中で決定、検討されていくものというふうに考えておりますので、そういうなかで金額の設定を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長　遠藤亮子議員。

○14番（遠藤亮子議員）　例えば定額制を設ける場合なんですが、対象者全員が利用しないやいけないとか、そういうような形になるのか、利用するしないで選択ができるようにするのか、この点に関しては町ではどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○議長　答弁を求めます。

大内子育て支援課長。

○子育て支援課長　ご質問にお答えします。

対象者につきましては、0～2歳児のおむつを使用するお子さん全てが対象というふうな形にはなりますが、契約が必須かというところであれば、それは事業者と保護者の方、利用者の方々の任意の契約でございますので、当然、利用を希望される保護者の方のみ、事業者と契約のうえ、サービスを利用するというふうな流れを想定しております。

以上です。

○14番（遠藤亮子議員）　ありませんので、2点目の質問に入らせていただきます。

それでは、2点目の質問です。

子どもが保護者とともに学校外で体験や学びを目的として休暇を取得し、楽しみながら学ぶ取り組み、言わば「ラーケーション」の導入を町ではどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

ラーケーションとは、学習のラーニングと休暇のバケーションを組み合わせた造語で、愛知県発の制度、学校に登校しなくても欠席扱いにならないのが特徴です。親がサービス業を営んでいたり、土曜・日曜が休めない仕事に就いていたりと、様々なご家族がいらっしゃい

ます。

ある時、自営業を営んでいる方が「平日空いている時に子どもとどこかに行きたいんだよな。でも、いつも休みが取れず子どもを我慢させているんだよな。夏休みは混んでいるし、暑いし。ただ、学校を休ませたくないけど、休みにならない制度があるって聞いたことがあるんだよね。」と話されておりました。

少なからず、ラーニング制度を耳にしていらっしゃる方が少しいらっしゃるんだなと私は感じました。今のところ、愛知県、茨城県、沖縄県、山口県、徳島県で導入されておりますが、福島県は三春町が初めて導入すると話題になれば、三春町の魅力発信にもつながるのではないかなと思います。

若い世代の移住・定住には、学校の教育問題が重要視されております。ぜひとも、前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 ご質問にお答えいたします。

ラーニングは、平日に児童生徒が休みを取り、保護者と一緒に体験活動を行うもので、学校に登校しなくても欠席とはならない新しい学びの形であると考えております。

愛知県で令和5年に初めて導入され、その後、いくつかの自治体においても導入されております。

ラーニング導入のメリットといたしましては、1つに、児童生徒が体験的・探究的な活動を通して多様な学びを経験することができるということ。

2つに、土日勤務の保護者が平日でも家族で過ごす時間を増やすことができるということ。

3つに、保護者が家族と過ごす時間を増やすために、有給休暇の取得につながるということなどが挙げられます。

一方、ラーニング導入のデメリットとして考えられることといたしましては、1つに、平日に学校を休むことで、学習に遅れが生じ、家庭学習や学校での補習が必要となり、児童生徒の負担が増加すること。

2つに、ラーニングを利用した児童生徒のために、学校は補習に対応する等の負担が増加することが考えられること。

3つに、経済的な事情等により、ラーニングを利用できる場合と利用できない場合が発生することで、児童生徒の体験の格差が生じる心配があることなどが挙げられます。

教育委員会では、現段階ではラーニングを導入してはおりませんが、保護者のニーズを踏まえ、そのメリットとデメリットについて慎重に検討し、導入の可否について考えていくと思っております。

○議長 遠藤亮子議員。

○14番（遠藤亮子議員） 休日の日数というのは自治体によって異なるんですけれども、大体3日から5日ということを伺っております。

学習の遅れで補習が必要になるということなんですねけれども、このラーニングに限らず、例えばインフルエンザ・新型コロナウイルスに感染されて5日から1週間ぐらい学校をお休みしなければならない。そういう場合の、例えば、学校側での長期休んでしまった場合の補習とかは何か設けられているんでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。

様々なケースで学校をある程度の期間休まなければならない子どもたちについては、例えば教員が短い時間ですが補習の時間を組んだり、家でできる宿題を考えたり、子どもの実態に応じて対応するということが現実として各学校で行われております。

○議長 遠藤亮子議員。

○14番（遠藤亮子議員） 三春町の教育方針というのが、一人ひとりのお子さんに寄り添うということを大切にしたいとおっしゃっております。こういったラーニング制度に対する制度、このラーニング制度の周知というか、先ほど私の質問の中で、そういうことを耳にしたことがあるというご父兄がいらっしゃるというお話をしたと思うんですが、多分ラーニング制度っていうのがあれば、こんなに良いものなのかなとか、確かにメリット・デメリットは生じるかと思うんですが、ないに越したことはないかなと。

先ほど教育長が格差が出るというようなこともお話しされておりましたが、これは自由に選択できる部分なのかなというふうにも考えておりますので、ぜひともラーニング制度について各学校との協議を行っていただき、親、そしてお子さんのアンケートを取るような方向性は考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 ご質問にお答えいたします。

ラーニングの導入ということにつきましては、これは国の制度として導入されているものではありませんので、あらかじめ導入についてという形でのアンケートということについては、現段階では考えておりません。

ただ、議員ご指摘のとおり、ラーニングということが他の自治体において導入されている事例もありますので、そういうふうなことについて、保護者の方、あるいは実際に体験活動に積極的に取り組むということでは、児童生徒の方もいろんな意見をお持ちかと思いますので、こういうふうなことについてどのようなご意見をお持ちですかということでの問い合わせということは、実施していきたいというふうに考えております。

また、学校におきましては、先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、当然、一人ひとりのお子さん、あるいはその家庭の状況によってラーニングを取る日にちというのが変わるので、年間3日から5日というのが他自治体の事例ではあるんですが、全てのお子さんがその日数を不特定の時期に取るということは、学校にとっては大きな負担になることもありますので、そのあたりも踏まえて、学校についても十分その制度の周知と、それから、それを導入した場合の対応について協議をしたうえで、この制度を導入していくかどうかということには検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○14番（遠藤亮子議員） 質問はありません。

○議長 以上で、14番遠藤亮子議員の質問を終わります。

○議長 11番橋本善一郎議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○11番（橋本善一郎議員） 3点ほど質問させていただきます。

まず、第1点目なんですが、スマート農業の推進について。

農業の経営も大きな転換点に来ていると思います。従事者の高齢化が進むなかで、人手不

足が深刻な問題となっており、町においてもスマート農業の推進に力を入れているところだと思いますが、規模の拡大、効率の良い農作業において今後ますます普及していくと思われます。

最低賃金が上昇するなか、スマート農業が目指す省力化、生産性の向上、今後の方向性を示していると思います。無人操縦のトラクター、無人による法面の草刈り、ドローンによる薬剤散布、AIを活用した収穫・選別作業など、今後ますます普及していくと思われます。

一方で諸問題も抱えております。低空で飛行するドローンにおいて、電線の切断、電話線の破損、走行する自動車への事故と、ドローン事故の大半が農業用ドローンで占めています。

また、無人農業機械の高額な価格、講習会の高額な参加料など導入にあたり、費用がかかります。保険料、点検整備等維持管理費も高額にかかります。中山間高冷地に多い当町において、ドローン等の農薬散布に大いに期待がかかりますが、1点目なんですけれども、中山間地域等直接支払制度の中において、スマート農業の導入の現状と今後の推奨に向けた取り組みについてお伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 ご質問にお答えします。

スマート農業につきましては、ロボット技術や情報通信技術などを農業に活用し、農作業の省力化や生産性の向上などを図ることにより、農業の持続的発展を目指して導入が進められているところでございます。

中山間地域等直接支払制度におけるスマート農業加算につきましては、スマート農業技術の導入を支援するため、今年度より新たに設けられた加算交付金でございます。こちらはドローンやリモコン式自動草刈機などを導入する場合、一定の要件を満たせば10haあたり5,000円、最大で200万円まで交付が受けられるものでございます。

現在、スマート農業加算の活用につきましては、中山間地域等直接支払制度に取り組む29集落のうち10集落より相談を受けております。

今後の導入の課題につきましては、スマート農業の普及促進のための広報周知や効果的な活用事例などの情報収集、また、スマート農業技術を活用できる人材の確保が課題であると考えております。

○議長 橋本善一郎議員。

○11番（橋本善一郎議員） ドローンの講習会なんですけども、これに中山間地で取り組んだ場合、ドローン講習会への参加は義務づけられているんでしょうか。

それと、もう1点なんですけれども、農業用ドローンが地上から1.5mとか3mで飛行する関係上、電線への接触事故、電話線の接触事故、周辺機械機具あたりの損害事故等が発生しているという話なんですけれども、そういった対策に対して保険加入は義務づけられているのでしょうか。

以上です。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 まず、1点目の中山間地域等直接支払制度に係るスマート農業加算の関係で、ドローン等を活用する場合の講習会が義務づけられているかという点につきましては、そういった規定は、こちらの方では承知しておりません。

あと、2点目のいわゆるドローンを実際に薬剤散布等に使用した場合の保険につきまして

は、ドローンの使用にあたっての様々な法制度があるかと思います。また、そういった規定の中で、そういった保険が必ずしも義務づけられるかは承知しておりませんけれども、そういった事故が実際には発生しているということでございますので、何らかのそういった保険なりの措置があるものというふうに考えております。

以上です。

○議長 橋本善一郎議員。

○11番（橋本善一郎議員） ドローンに関しては通常空撮するドローン、それから100g未満のドローンと分かれています、100g未満のやつは室内で飛ばす子どもの玩具なんですけれども、100gだったと思うんですけども、それ以上に関しては講習会が必要なわけです。

農業用の自動散布機に関しては、2種類のまた特別な講習が必要で、1つには農薬は危険物に当たるもんですから、その輸送資格と、それから散布する地上落下の講習が必要だということが載っていました。後で説明しようと思ったんですけども、ちなみにこの講習会、ある自動車学校で聞いたんですけども、猪苗代1か所で講習会あって、30万円ほどの農業用ドローンに関しては、費用がかかるという説明です。

できれば、中山間地でこれから大いにドローン導入が進むと思うんですけども、そういうところを、講習会をぜひ受けるシステムを作っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長 橋本善一郎議員に申し上げますが、3番でドローンの講習会の補助というような質問が出ていますが、内容が被りますので、それも含めてでいいでしょうか。そういう答弁をお願いいたします。

遠藤産業課長。

○産業課長 まず、ドローン講習会、ドローンを扱う場合の制度的なところになるかと思いますが、こちらの方はいわゆるドローンをどのように使うか、あとどういったところを飛行させるか、そういったものによって、例えば講習会だけで大丈夫なものとか、実際にもっと高い技術、そういったものが必要になるものもあるかと思います。

そちらは国土交通省になるかと思いますけれども、そういったところの制度の中で、実際にドローンを飛行させる場合には、こういった講習をということで指導が出ているかと思いますので、そういった制度の中で、皆さんそういった講習会を受けられるというふうに認識しております。

それから2点目のドローン、今ほど申し上げました講習会とか、いわゆる免許とか資格とか、そういったものを取る場合、今現在、町の方でそういったドローン講習会等を受講した場合の補助は行っておりませんが、スマート農業技術を導入して、実際に地域なりで活用できる人材の育成は重要だというふうに考えておりますので、スマート農業の普及状況でありますとか、他の自治体の動向等も踏まえ、そういった方々を支援する制度について、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 橋本善一郎議員。1番と3番に関して、再質問あれば。

○11番（橋本善一郎議員） 引き続きの質問で大変申し訳ないんですけども、個人・法人等への支援策について。

価格が高額なため、導入する場合には大変負担が大きいドローンに対しても無人のトラクターに対しても支払わなくちゃならないわけなんですけれども、農地の耕作放棄地が進むな

かで、逆を言えば新規参入の可能性が高いとも思われます。

数社の企業等を呼んで、スマート農業の活用に向けた説明会等を開催してはいかがでしょうか。また、今日もお見えになっていますけれども、生徒さん、それから、社会人、一般の方向けに、実演講習会等を開いて、農業への新規参入を促してはいかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 ご質問にお答えいたします。

スマート農業等の関係で、若い世代の方々もそういった機会に触れることが重要だというご指摘だと思いますので、スマート農業、そういったものの普及については、皆さんに制度内容等十分に知っていただくように、そういった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 橋本善一郎議員に申し上げます。

2番の質問は農業法人、認定農業者等、農業経営者に対する支援策についての質問であります、通告は。今、通告外の質問も入っていますので注意してください。

この支援策について再質問あれば。

橋本善一郎議員。

○11番（橋本善一郎議員） ドローン等、それからA Iとか使った機械に関しては、かなり高額な、ドローンでも最低でも150万円から200万円程度の費用が必要であり、また無人のG P Sを装備した農機具になると、かなりの高額になるもんですから、大幅な支援策がないと、若い人が農業をやらないんじゃないかという心配もしているところなんですね。でも、そういった支援策は今後考えていただけるでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 町では農作業の効率化、生産性・品質の向上や労働負担の軽減と省力化を目的としたしまして、スマート農業の導入に要する経費の一部を補助する「三春町スマート農業推進事業補助金」を令和6年度に制定しております。補助率は対象事業費の3分の1以内、補助上限額は30万円でございます。ご質問いただきました農業者、農業法人等を対象に支援を行っているところであります、引き続きこの制度の活用促進に向けて広報周知を図って参りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 橋本善一郎議員。

○11番（橋本善一郎議員） 次の質間に移らせていただきます。

カメムシ防除の薬剤の購入の助成金についてなんですか、今年度は夏の高温の異常気象が続くなかった、水稻カメムシの多発が懸念されており、薬剤散布において、国では集落ごとまたは20haの大規模栽培農家に対して補助金を支給するとの新聞報道があったわけなんですか、中山間地、小規模稲作を中心な我が町において、共同防除等、集落を挙げての取り組みが難しく、また働き方の多様性が進むなかで、個人農家の個人散布に頼らざるを得ない部分があると思うんですけれども、そういった際の購入支援策は考えているんでしょうか、お伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 ご質問にお答えいたします。

カメムシによる水稻被害につきましては、遊休農地の増加や気候変動による温暖化などの原因により増加しているものと認識しております。

先ほど議員からもありました国におきましては「斑点米カメムシ類臨時特例対策」が打ち出され、県内でもカメムシなどの水稻被害防止のため、農業者に対し薬剤購入費に対する補助を行っている自治体がございます。

町といたしましては、品質の高い米の生産や安定供給できる生産量が確保されるよう、すでに補助を行っている他の自治体の補助内容や申請状況などの調査・研究を行い、農業者に対する補助金制度の創設について検討してまいりたいと考えております。

○議長 橋本善一郎議員。

○11番（橋本善一郎議員） 再質問はありませんので、次の質間に移らせていただきます。

水稻の規模拡大について。米価の高騰を受けて国の農政も米の増産方向に舵を切ったわけですが、休耕水田の作付は可能なんでしょうか。また、減反政策はどうなるのか質問いたします。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 ご質問にお答えいたします。

米の生産につきましては、減反政策が廃止されました平成30年以降、行政による生産数量目標等の配分を行わず、国が策定する米の需給の見通し等に基づき、各都道府県が生産量の目安を設定し、これに基づいて町内の各農業者において米の生産が行われているところでございます。

国においては、令和9年度を目途に水田政策の抜本的見直しを検討しており、米の国内外の需要拡大策、田んぼ等の圃場の大区画化、スマート技術の活用促進、品種改良等による生産性向上策等を推進していくものとされております。

町といたしましては、今後休耕田の取扱いも含め、国の動向を注視しながら情報収集を行うとともに、JAなどの関係機関と連携し、国の政策の具体的な内容に応じて、農業者に対する情報提供や支援、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

○議長 橋本善一郎議員。

○11番（橋本善一郎議員） 再質問はないので、次の質間に移らせていただきます。

米の増産が叫ばれるなか、荒れ地の荒廃等が進んでいるわけなんですけれども、そこへの新規開田、田んぼの増反ですよね。これが可能かどうかお伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 ご質問にお答えいたします。

畑の新規開田、田んぼへの開田につきましては、昭和40年代に米の増産や欧米化による米離れが進み、結果的に米が過剰な状態となり、いわゆる減反政策が開始されることとなりました。

新たに水田を造成することを極力抑制するよう求める通達が昭和44年に国から出されております。新規開田の抑制について、この通達が現在も効力を有するかについて、現在確認作業を行っているところでございます。

今現在、新規開田が認められるかどうかにつきましては、国の米政策の方向性や通達内容を確認次第、必要に応じて農業者の方へ情報提供や広報等による周知を行いたいと考えてお

りますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 橋本善一郎議員。

○11番（橋本善一郎議員） 農業経営において、水田は一番手がかからなくて生産コストが安く済む作物の一つであります。農地の荒廃もかなり進んでいるなか、農業用水の供給が可能な土地がかなりあるので、ぜひとも前向きに捉えて、政府の新規開田が認められるようにお働きくださるようお願いして質問は終わります。

○議長 答弁を求めますか。

（いいえの声あり）

○議長 以上で、11番橋本善一郎議員の質問を終わります。

午前中の質問はこれで終わります。暫時休憩といたします。再開は午後1時を予定しております。

.....休憩.....
(休憩 午前11時55分)
<休 憩>
(再開 午後 1時00分)
.....再開.....

○議長 休憩前に引き続き再開いたします。

10番篠崎聰議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○10番（篠崎聰議員） さきの通告書の内容に基づきまして、2件の質問を行いたいと思います。

それでは、第1の質問です。田村西部環境センターの運用についてです。

1点目、田村西部環境センターが町で単独の運用となり、燃やせるごみが少なくなったと聞いておりますが、発停回数の増加により炉内の耐久性に問題はないのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

田村西部環境センターにつきましては、令和5年度から田村市の一部の可燃ごみを受け入れて運営してまいりましたが、今年の11月に田村市にあるたむらクリーンセンターの基幹改良工事が完了し、田村市と小野町の可燃ごみは、このたむらクリーンセンターで全量処理されます。

令和8年度以降の可燃ごみの処理方針については、田村西部環境センターを三春町単独で運営し処理する方向で進めており、今後、地元の方へのご理解とご協力を願う考えでございます。

耐久性についてですが、これまで田村市の可燃ごみと合わせて年間約1万トンを処理してまいりましたが、令和8年度から三春町の約4,000トンの可燃ごみの処理となるため、24時間連続運転による処理ではなく、例えば3日間運転して4日間休むなどの間欠運転による運営となる見込みでございます。

この場合、炉内の温度が上昇と下降を繰り返す頻度が高くなり、炉への負担が生じることになりますが、定期点検や補修による予防保全に努め、影響を最小化していくことが可能であ

ると考えております。

○議長 篠崎聰議員。

○10番（篠崎聰議員） 焼却炉の発停回数が多くなることにより、耐久性が低下するということは町でも確認しているということでよろしいのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 炉の炉材に対して、例えば毎日のように火をつけてその日の夕方に消すというふうな毎日の間欠運転ですと、かなり炉の運転上は炉材の傷みが激しいということとなります。先ほど申し上げたとおり、例えば3日間連続となると、初日に着火をして、3日間24時間連続運転をして、そして4日目には火を落とすというふうなことになりますので、回数は減ります。

ただ、いずれにしても、炉の炉材に対する負担は若干大きくなりますので、炉材の補修などの作業が今までよりは多くなると。ただ、それをもって、予防保全に努めて炉のコンディションを万全なものにしていく、そういうものが基本的な考え方になります。

○議長 篠崎聰議員。

○10番（篠崎聰議員） それでは、2点目に移ります。

自らの自治体でごみ焼却施設を維持することが財政的に難しいという自治体がいくつもありますし、いくつかの自治体が広域運用していくところがあるようですが、三春町はあとどのくらい町単独で維持・稼働できそうですか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

田村地方では、10年後を目標に共同処理の検討を進めております。したがいまして、令和18年度まで単独運転が必要とされます。

施設建設から20年が経過しており、設備が老朽化していることから、おおむね5年程度を運転単位として計画的な補修・予防保全によって運営し、期間によっては外部委託処理などを組み合わせた処理体制をとしたいと考えております。

今後、全国でさらなる人口減少が見込まれるなか、複数の市町村による広域処理がこれまでよりさらに重要となり、広域化の再編に向けては都道府県が中心的役割を担うものとされており、今後の福島県の積極的な関与や調整に期待しているところでございます。

○議長 篠崎聰議員。

○10番（篠崎聰議員） 令和18年度まで町単独で西部環境センターの運転をしていくということありますが、富沢地区などによる地域の理解は得られているのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

田村西部環境センターの運営に対しては、北部三地区連絡協議会という組織が既にございます。富沢ばかりでなく、沢石地区・要田地区・御木沢地区の3地区から成る北部三地区連絡協議会というのがございまして、定期的に会合を持たせていただいております。

そして、遡って令和2年の1月には、今後長期的な運転の見通しということで、まずは基本的に、当時から約15年間は直営で行きたいという基本的な考えをすでにお伝えしております。ただ、その中で地元の方は、平たく言うと「それほど長くやってもつかよ」とか

「費用的にどうなんだ」という質問をいただいておりますので、今回、改めて5年単位で運転期間を基本単位と考えて、その中で補修あるいは先ほど申し上げましたような外部委託処理と組み合わせて、持続可能な処理を続けていくといったことについて、改めて北部三地区連絡協議会の方にお伝えして、承認を得たいというふうに思っております。

以上です。

○議長 篠崎聰議員。

○10番（篠崎聰議員） 3点目の質問です。

最終的に焼却場で発生した焼却灰などはどこで処分されますか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

可燃ごみを焼却した際の灰は、いわゆる燃えがらである「焼却灰」と、燃焼ガスに含まれるすすなどの「飛灰」に分けられます。

焼却灰については、田村広域行政組合が施設を運営していた令和3年2月から町の最終処分場に埋立処理をしております。これまでの不燃残渣以外の埋立により埋立量が増加しておりますが、減容化など埋立管理を徹底して、安定した処理を継続してまいります。

また、飛灰については、町の最終処分場での処理を検討しておりましたが、無害化処理や安定化に要する手間と埋立量削減の観点から、民間事業者が運営する最終処分場への継続処理を検討しているところでございます。

以上です。

○議長 篠崎聰議員。

○10番（篠崎聰議員） 焼却灰の方ですが、焼却灰は沼之倉の方に埋立しているということだと思うんですが、沼之倉の処分場はあとどのくらい稼働・運用できるんでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

沼之倉の一般廃棄物最終処分場につきましては、平成9年度に整備をしまして、その後焼却灰や不燃物の埋立を行っておりまして、計画量としましては3万m³を計画しております。これまでの埋立量の積算からしますと、今後数年間は埋立が可能と考えておりますが、今年度中に残容量の詳細な調査をしたいと考えております。

以上です。

○10番（篠崎聰議員） ありませんので、次に移ります。

○議長 第2の質問に入ってください。

○10番（篠崎聰議員） それでは、第2の質問に移らさせていただきます。

第2の質問は、税金の徴収はということで質問します。

1点目、三春町の町税は収納率が他の自治体と比べて高いと聞いておりますけども、全国平均に比べてどのくらい高いのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

荒井税務会計課長。

○税務会計課長 お答えします。

全国平均と比べてということでございますが、全国での収納率の資料がございませんでしたので、福島県平均と比べてお答えさせていただきます。

国民健康保険税を除いた令和5年度市町村税の現年度分と滞納繰越分を合わせた県内59市町村の平均収納率は96.8%、三春町の収納率は99.3%で2.5%上回っておりま

す。

○議長 篠崎聰議員。

○10番(篠崎聰議員) 県平均の数字ということで、県平均より2.5%ほど三春町は収納率が高いということなんですが、2.5%といいますと具体的においくらくらいなのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

荒井税務会計課長。

○税務会計課長 国民健康保険税を除いた令和5年度の町税の調定額は約19億4,800万円でした。この調定額の2.5%の金額になりますので、約4,870万円になります。

以上です。

○議長 篠崎聰議員。

○10番(篠崎聰議員) 2点目の質問です。

町の財政が厳しいと言われておりますが、どのようにして徴税率を上げているのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

荒井税務会計課長。

○税務会計課長 町では、口座振替及び納付書での窓口納付のほか、コンビニ収納につきましては平成20年度に軽自動車税に導入し、平成25年度からは町県民税、固定資産税及び国民健康保険税に拡大しました。令和3年度にはバーコードを利用したスマートフォン決済、令和5年度にはe-L-QRを利用した共通納税を導入いたしまして、様々な納付の機会を提供してまいりました。

また、納期限が過ぎても納付のない場合、督促状や催告書などを発送するとともに財産調査を行い、早期滞納処分に着手しております。

今後も引き続き納税の公平性を確保するとともに、社会環境の変化に対応し積極的な財源確保を図ってまいります。

○議長 篠崎聰議員。

○10番(篠崎聰議員) よく「税金を滞納していると税務署から差押が来た」とか、そういうような話は聞くんですが、町税に対する差押の件数とか1年間どのぐらいあるのか、分かれば教えていただきたい。

○議長 答弁を求めます。

荒井税務会計課長。

○税務会計課長 令和6年度の町税等の差押件数は345件で、内訳としましては、預貯金や給料等の債権差押が344件、不動産差押が1件でした。

○10番(篠崎聰議員) (質問は) ありません。

○議長 以上で、10番篠崎聰議員の質問を終わります。

○議長 2番三瓶一壽議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○2番(三瓶一壽議員) さきの通告に基づきまして、2件ほど質問いたします。

まず1点、三春町第8次長期計画において、コンパクトタウンのあり方について質問しま

す。

三春町は今、急激な人口減少など、少子高齢化が顕在化してきております。そして、10年先の2035年の予測では人口が1万3,900人、生産年齢人口がその48%。また税収も減少し、2025年度の一般会計予算約86億円が2034年度には78.5億円に減少する等と見込まれるなか、現在規模のまちを維持し続けるのは困難と考えます。とすれば、何らかの対策、例えば三春方式コンパクトタウンのあり方を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

コンパクトシティについては、一般的には、居住空間や商業、医療、福祉施設などの都市機能を集積したうえで、生活の利便性の維持・向上、地域経済の活性化、行政コストの削減などを図るための取り組みとされております。

三春町では、居住空間においては旧町地区と岩江地区に比較的多くの方々が居住している状況となっており、商業や医療、福祉施設などの都市機能についてはおおむね旧町地区に集積されております。

そして、旧町地区に集積された都市機能を利用される方々と、隣接する郡山市や田村市などの都市機能を利用される方々とが分かれている状況になっているものと捉えております。

そのうえで、長期計画では、町内の7つの地域単位ごとに「支え合う地域づくり、持続発展する地域づくり」を掲げており、それぞれの地域の特性を踏まえたうえでまちづくりを進めることとしております。

それぞれの地域において小さな拠点づくりや住民同士の支え合いの仕組みづくりなどを進め、そのうえで、日常生活を送るうえで必要となる買い物や病院といった都市機能を利用するための広域的な公共交通網の構築など、取り組みを進めていきたいと考えております。

また、地域の特性という観点からは、旧町地区は都市機能が集約されているエリアにはなりますが、密集する住宅や商店のなかには空き家などが多くなってきており、中心市街地としての機能を維持していくことが課題と捉えております。

また、岩江地区については比較的多くの方が住んでいるエリアにはなりますが、都市機能の集積がないことが課題だと考えており、こうした内容についても対策の検討を進めていくことで考えております。

三春町においては、こうした7つの地域ごとにまとまった取り組みを進めることができ、町全体のコンパクトなまちづくりにつながるものと考えております。

以上です。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） 再質問いたします。丁寧な説明をありがとうございました。

さて、再度の整理・確認なのですが、いわゆる地域のコンパクト化の概念には2つあると考えております。Aとして、町中心部への集積型、都市構造を変える方法。Bとして、既存分散型、既存都市構造を生かす方法があると考えます。

三春町のような中山間地特有の都市構造を有している町は、Bの既存部分分散型、コンパクト化を進めること、つまりこれが三春方式のコンパクトタウンと考えますが、それでよろしいでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

三瓶議員のお話によりますと、2つのパターンに分かれるというお話でしたが、果たして三春町に当てはめた場合、きっちりと2つのうち二択でどっちかということではないのかなという気がいたします。

確かに後者の地域の特性を活かしたというところの性格が強いわけですけども、そうはいっても、項目によってはこちらの方に立地を誘導しようということがある意味入り乱れておりますので、2つのうちのどちらかに当てはめる、それが三春町のコンパクトシティ化というところまでは行っていないと思います。

以上です。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） 再質問いたします。

このためにも、三春の7地区においては、それぞれの地区の抱える諸問題を解決し、空き家対策や地域拠点等の進化的な整備構想を持たれて対応すべきと考えております。

進化的と表現したのは、次の質問にもつながりますが、各地区の持つポテンシャルをアピールできて、既存住民、移住・定住希望者にとって魅力的な、三春町に住みたくなるような住環境の提案をすべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 提案ありがとうございます。基本的には同じことを町も考えているということでおろしいかと思います。ただ、表現方法がちょっと違いますけども、各地区の状況に応じた、特性に応じたという点では一致しておりますので、考え方としてはそれでよろしいかなと思います。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） それでは、2番目の質間に移りたいと思います。

住宅マスタープランと立地適正化計画の策定についてであります。

去る7月24日開催の全員協議会において、住宅マスターplanリニューアル策定に関する報告のやり取りをしました。

私が「住宅マスターplanは住環境そのものの方や定住促進などの地上の箱物の議論につながりがちである。そこで、もっと上位の計画を併せて行うべき」と質したところ、町長は「当町には土地利用部会があり、議論し尽くされているので、それらに沿って現実的に対応していくべきと考える」との答弁でした。

ところが、この土地利用部会——土地利用部会というのは、各地区のまちづくり協会の組織の一部と聞いておりますが——によって構成されており、各地区の要望は上げられるが、町全域での合意には必ずしもなっていないし、長期展望での議論がいくら探してもちょっと見られなかつたということでした。

そこで、今般、顕在化している急激な縮小社会に対応すべく、全町域の土地のあり方も検討するために立地適正化計画も併せて検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

複数の計画を関連付けて課題解決に取り組むのは重要なことであると考えておりますが、

この立地適正化計画は、都市機能や居住誘導に係る区域を設定し、設定された区域内の生活の利便性の維持・向上や行政コストの削減などを目的とした計画になり、新たな届出などが発生することや、居住誘導に係る区域外では土地の価格の低下や人口の社会減のおそれなどの課題も多くあることから、町民の皆さんのご理解をいただきながらこの計画を策定するには時間がかかるものと考えております。

一方で、現在策定を進めております住生活基本計画は、単に良質な住宅を提供するということにとどまらず、福祉や良質な居住環境、コミュニティの形成など多岐にわたる検討を行い課題解決に努めようとするもので、長期計画に掲げる「支え合う地域づくり、持続発展する地域づくり」にもつながるものであり、早期に策定を進め、一つひとつの課題解決に向け、着実に取り組みを進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） 再質問です。

さきに宣告した質問にもあります土地利用部会、各地域のまちづくり協会と行政の関係において、学会の文献や様々な報告書によれば、三春町は地方における独特のまちづくりを牽引してきたという紹介があり、そのなかで、まちづくり協会の役割はかなり大きいように認識しております。

であれば、今回も含めて、課題解決にまちづくり協会はどのように関わってこられて、今回はどのような立ち位置で関わられるのか、お伺いします。

○議長 答弁を求めます。

新野建設課長。

○建設課長 ご質問にお答えいたします。

まちづくり協会の関わりということでございます。まちづくり協会、三瓶議員ご存じのとおり、過去には市街地整備基本計画、いろんな計画の策定の方にもご参加いただいております。今回の長期計画の策定にもいろいろご協力いただいて、地区懇談会等をやって意見をいただいて、その意見がまとめられたという形を取っています。

土地利用部会に関しましては、現在ございます市町村土地利用計画のベースになっています地区土地利用計画、こちらをボトムアップしまして町の計画としているわけですけども、その策定の方を各地区の土地利用部会の方が中心になってまとめていただいている。

ただ、三瓶議員おっしゃるように、地区の課題解決というものをやっているかというと、そこまでのものには行っていませんので、現在の土地利用、地目を中心はどういった土地利用をしているのか、その上に現在ある規制等を重ねて、既に予定がされている10年後の計画をまとめていく、地域の宝をまとめていく、最後に地区として開発者・土地利用者に対してどういったことをお願いしたいかというようなことをまとめるようなものになっておりますので、必ずしも三瓶議員のおっしゃるようなものにはなっていない部分もあるかとは思います。

ただ、まちづくり協会自体が各地区の自治組織として、自分たちの課題解決は自分たちで考えてやっていくという組織になっていますので、今後、いろんな計画策定ですか課題解決に向けては各まちづくり協会の方のご協力をいただきながら進めていきたいというふうには考えております。

ただ、今回、住生活基本計画まとめる中では、少し人数的にもある程度絞ったなかで策定委員会作らせていただいているので、まちづくり協会の方のご参加はいただいておりませんので、アンケートとかそういった形で町民のご意見は伺うような形で進めたいというふう

に考えております。

以上です。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） そうであれば、ぜひともまちづくり協会も住宅マスターPLANの策定委員会の中もしくはその関係に積極的に関わるという意味で名を連ねていただきたいなど。やっぱりアンケートだけとか何か意見をちょっと聞くだけだと、どうしても本気度というか、なかなか本気になれないというふうな懸念もございますので、その辺はぜひとも検討すべきかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

新野建設課長。

○建設課長 ご意見ありがとうございます。各地区の皆さんにご参加いただいて、ご意見をいただいてまとめる、大変大事なことだとは思っております。

ただ、ある程度時間的なもの、スピード感を持ってやっていきたいというなかで、今回どうしても住生活基本計画、マスターPLANをまとめていくなかで、先ほど三瓶議員から箱物、建物にどうしてもなりがちというお話ありましたけども、今回、地区の先ほど町長がおっしゃったような土地利用の今後の目指す姿であったりとか、あとは特に福祉分野など専門的な分野、我々ちょっと得意としている建築以外の部分の形を取り入れてまとめていきたいというふうに考えていますので、地区のそれぞれの実情というよりは、専門的な分野の皆さんのご意見を聞いたなかで、それぞれの課題解決の計画をまとめていきたいというふうに考えておりまして、まずそういったものを作つていって、あと必要によって各地区のまちづくり協会ですか地区の意見というのは吸い上げるような方法は検討はしていきたいと思いますが、今回の策定委員会は今年度の中である程度まとめたいというふうに考えておりますので、スピード感ということで、今の形で進めさせていただければと思いますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） 今のお話なんんですけど非常に残念だなと。先ほども申し上げましたように、三春のまちづくりというのは今まで独特な歩みを歩んできて、全国的にもいろんな有名って、これ有名になれば良いってもんではないんですけども、良い施策がやられていました。そのバックには、やっぱりまちづくり協会とか地元の自治組織がかなり大きなウェイトというか、それに関わってきてくれていたということから考えますと、時間がないとか何かというんじゃないなくて、最初からそれを入れて考えるべきだと考えますが、その辺どういうふうに捉えておりますでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

新野建設課長。

○建設課長 三瓶議員にもいろんな計画策定時、ご尽力いただきました。そういうなかでも、当然まちづくり協会、地域の方々、ご参加いただいて作ってきたと。三春方式というようなこともいろいろお聞きしている部分もありますので、そのやり方自体は素晴らしいやり方だというふうには認識はしております。

ただ今回、専門的なといいますか、町民の方って、今ある程度専門的な部分というふうに限定させていただいております。ただ、過去にもいろいろ建築関係の計画まとめるなかでは、三春町住宅研究会、地区の代表の方々がいらっしゃいますので、そこからお2人、実際の造

る側、あとは設計する側という形でご参加いただいておりますので、十分かという部分になれば、多くの方参加してもらえばいいんですが、ある程度数というものも考えながらまとめるのが必要かと思いますので、そのほか移住者であるとか商業とか不動産とか、今回課題解決が必要なそれぞれの専門の方に關してはある程度参加していただいていると思っておりますので、そういうものでまとめたものを介して、またパブリックコメントとか、それでは不十分というお話になるのかもしれませんけども、そういうなかで地域の意見、住民の意見というのは聞いていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 坂本町長。

○町長 若干補足をさせていただきます。

まちづくり協会の関わりが薄いんではないかというふうなご心配だと思うんですが、そういうことはございませんので安心していただきたいんですが。

具体的にはまちづくり協会が——7つの協会あるんですが、一堂に会する機会が年に何回かございます。三春町まちづくり協議会というなかで、それぞれの地区が持っている課題を持ち寄って話し合う場が既にできておりまして、例えば、今建設課長が答弁させていただいたような、こういった計画を作っていますというはその場の中で既に紹介しておりますので、そういうなかで進捗状況あるいは地区によっての差、そういうものが一目で分かるような構造になっておりますので、その中でまちづくり協会は強く関わっておりますので、行政としてはそれほど心配していないというのが正直なところであります。

今もまちづくり協会は健在でありますので、そういう点ではご安心いただきたいと思います。

以上です。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） それでは、今ほどの町長の答弁と新野課長の答弁で、ちょっと腑には落ちないんですけども、ぜひともまちづくり協会をしっかりと入れた形で進めていただきたいなと思っております。

再質問に移らさせていただきます。

住環境についても当該住宅マスタープランには含まれていて、単なる地上の箱物における議論、計画ではないとの考え方と説明を受けましたが、それでよろしいでしょうか。

であるとすれば私は、行政手続とは別にして、先ほど町長が立地適正化計画についてデメリットの方というか、いろんな問題があるよというふうなお話だったんですけども、立地適正化計画的な、良いとこ取りをしながらそういうものを加えて、まちづくり協会と併せて今回の住宅マスタープランを作り上げることは可能かと考えますがいかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

新野建設課長。

○建設課長 ご提案ありがとうございます。

住生活、まず基本計画についてですけども、まず目標とするもの、国の方で定めているもので2つほどございまして、1つが住生活の安定の向上。安心して快適に暮らせる住環境の実現を目指しましょうというもの。もう一つは地方の課題への対応ということで、当然、少子高齢化ですか人口減少、住宅ストックの老朽化などの社会情勢の変化への対応というものが含まれております。

具体的な取り組みとしまして、住宅ストックの活用とか形成ということで、要は空き家と

かの改修等を進めて移住を進めましょうということで、そういった企業とか団体などの整備の推進、市場の整備の推進というのも含まれております。あとは当然、住環境の整備ということでユニバーサルデザイン化の促進など。あとは中心市街地の活性化。あとはセーフティネットということで、高齢者とか居住の弱者と言われる方々の生活場所の供給の促進ですか、持続可能ということで、住生活の地域づくりとか景観とかそういったものも含まれております。

先ほど町長が言いました旧町内と岩江地区がある意味居住誘導地域で、各5つの地区が地区拠点地域というような形になるかと思いますんで、全ての地域、区域設定ですか、きっと全ての絵が描けるということではないかと思いますけども、そういったお話も計画の中には盛り込んで、少しイメージできるような絵も何とか描きたいなというところでおりますけども、公共施設を造るというような計画にはなかなかなってこない状況がありますので、この絵というのは難しい部分はあるかと思いますけども、いろいろ工夫をして、分かりやすいような計画の作りをしていきたいと思います。

なお三瓶議員、専門家でありますので、もしこういった絵があればというようなことのご提案をいただければ、そういったものもぜひ参考にさせていただいて加えていきたいと思いますので、ご協力いただければと思います。

ちょっと付け加えになりますけども、我々いろんな計画まとめ方あって、いろんな考え方があるかと思っています。ただ、最終的に目指すのは、町民の皆さん、できるだけ多くの方に笑顔になってもらうことだと思っていますんで、そのことを忘れないで計画づくり、事業実施をしていければ良いと思っていますので、そこを忘れないようにしながら一個一個確実に進めていきたいと思いますので、ご協力を願いしたいと思います。

以上です。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） 今ほどいろいろお話を伺った思いは私も一緒にございます。

それで、ひとつ是非とも検討願いたい部分が集積部分。先ほど旧町内とあと岩江地区は人口が集積しているということで、都市化のいろんなインフラ整備ができるのかなと思います。

ただ、それ以外の周辺部は地域センターづくり、そういうものをきちんと整えていくべきだと町長の答弁なんかにもあったと思うんですけど、ぜひともその辺はしっかりとやっていただきたいというか。それこそ、まちづくり協会の方々の大きな出番だと思いますんで、協力を仰ぎながらやっていただきたいと思いますが、一言答弁いただければありがたいです。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 都市機能の集積エリアももちろん、先ほど言った小さな拠点づくり、これは当然農村部に住んでおられる方については生命線でありますので、その辺はしっかりと取り組んでいくということを約束したいと思います。

以上です。

○2番（三瓶一壽議員） 議長、（質問は）ありません。以上で終わります。

○議長 以上で2番三瓶一壽議員の質問を終わります。

○議長 15番鈴木利一議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○15番（鈴木利一議員） さきに通告しております公共施設について質問いたします。

町には現在、使用していない公共施設がありますが、依然として利活用の方向性が見えません。利用しなくなった施設をいつまでも維持するのは非効率なうえに維持経費もかかり、また地域の活性化のためにも早期の解決を図る必要があります。

そこで、旧田村広域行政組合会館の利活用の見通しはどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 旧田村広域行政組合会館の利活用の見通しについてでございますが、田村広域行政組合の解散に伴い、三春町の財産になっておりますことから、活用を希望する事業者を募集するため、令和5年度から2回ほど公募を行いましたが、結果としては申込事業者はありませんでした。

また、昨年度は屋内遊び場として活用ができないかということで検討を行いましたが、こちらも結果としては活用は難しいという判断に至っております。

こうした状況から、現時点においては利活用の見通しは立っておりませんが、今後は建物の解体も選択肢に含めたなかで検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長 鈴木利一議員。

○15番（鈴木利一議員） まず、この会館使わなくなつて2～3年だったと思うんですが、使用していくなくても、やっぱり経費はかかるてくるわけですよね。電気代だったり何かかかると思うんですが、通常でも経費がかかるんだったら、やっぱり早い段階で解体をするというのも判断の一つかなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 利用していただけるんではないかということでここ2年間くらい検討しておりましたが、今までの結果を見ますとなかなか利用は難しいということなので、先ほども申しましたが、解体も選択肢ということで、これから府内で会議を持って、なるべく早く方向性をつけたいと考えております。

○議長 鈴木利一議員。

○15番（鈴木利一議員） 例えばですが、この建物解体した場合に、町のかなりの財政負担があると思うんですが、あと国とか何かから補助来るかどうか分かりませんが、その財政負担の割合、金額はちょっと出ないと思うんで。例えば国から、あと町から何%ぐらいというのは、大体見通しとしてはありますか。

○議長 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 国、県等の補助金はないんですが、こちらの方は田村広域行政組合という前の組合のときに負担割を決めておりまして、令和5年の3月時点での取壊費用を積算して、負担割をしておりまして、ここにつきましては、三春町は費用の方は26.7%負担すれば良いということになっておりますが、一時的に解体費を全額三春で支払って、後から田村市と小野町さんの方から費用を頂くという形になっております。

○15番（鈴木利一議員） 次の質間に移ります。

次の質問ですが、来年度以降小学校の統合が予定されており、空き校舎ができるますが、利活用の考え方はどのようになっていますか。

○議長 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 小学校統合に伴う空き校舎の利活用の考え方についてでございますが、検討にあたっては地域の意向などが非常に大切であると考えており、地域との協議を重視しつつ、すでに廃校を利用した様々な先進地事例があるなかで事例の調査・研究を行いながら、利活用に向けた施設改修などに係る課題の整理、財政的な検討など、様々な観点から今後検討を進めていきたいと考えております。

○議長 鈴木利一議員。

○15番（鈴木利一議員） 文部科学省の調査では、廃校は毎年大体450校程度、施設が発生していると言われています。

また文部科学省の方では、平成22年度に「みんなの廃校」プロジェクトを立ち上げております。廃校施設の利活用の推進というふうに取り組んでいるんですが、その中で「地方公共団体の担当者の方へ」という文書があります。これは、廃校が決まつたらすぐに動きなさいと。教育委員会だけでなく、地方振興関係部局が中心になってやりなさいよという文部科学省からの文書が出ております。そういう意味でも、もう既に廃校が先に見えているわけですので、すぐに対策を取り組んでいかないとならないと思うんですが、どうでしょう。

○議長 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 町の方でも近く廃校利用についてのプロジェクトチームを作りまして、府内挙げて検討に取り組んで参りたいと考えているところでございます。

先日、議員の皆様方が大変素晴らしい先進地の方を視察されて、そちらの方の事例をご教示いただきましたので、そういうものも参考にさせていただきながら、プロジェクトチームの中で検討を進めていきたいと考えております。

○議長 鈴木利一議員。

○15番（鈴木利一議員） プロジェクトを立ち上げるということなんですが、そのなかでひとつ検討してほしいのが、先ほど言った議員の研修で奈良県の下市町というところで研修してきたんですが、そこでは民間の活力ということで大きな会社だったり、銀行だったり、生協だったりということで、空き家も含めていろんな取り組みをやっているんです。

民間の活力が入るということは、例えばですが、1つの建物を国の補助もらって、町の補助もらって、あと民間の活力、財政も使ってということで、簡単にいうと3分の1で済むと。国と町だけだと2分の1ということがあるんですが、そういう民間を使えば3分の1の財政で済むというふうなメリットもありますんで、ぜひともこの辺も、杓子定規に「公共団体でないと駄目だ」とか「広域団体でないと駄目だ」という、そういうところじゃなくて民間の活力をどんどん入れてほしいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 大変ありがたいご指導というか、意見をいただきましてありがとうございます。

私どもの方としましても、これからプロジェクトチームでそういうものも含めて検討させていただきますが、議員さんのなかでもお知り合いの方、業者さん等がありましたら教えていただければ幸いだと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○15番（鈴木利一議員） （質問は）ありません。

○議長 以上で、15番鈴木利一議員の質問を終わりります。

1時間経ちましたので、2時まで暫時休憩といたします。

.....休憩.....
(休憩 午前 1時55分)
<休憩>
(再開 午後 2時01分)
.....再開.....

○議長 休憩前に引き続き再開いたします。

9番三瓶文博議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○9番（三瓶文博議員） 議長のお許しをいただきましたので、事前に通告しました2点について質問をします。

令和6年度事務報告書によると、三春町における空き家バンクの登録は家が2件、土地が3件、マッチングがゼロと報告されております。

わが町では造成地がなく、空き家・空き地対策にしてもまだまだ環境の整備がなされていないと感じております。

これを踏まえ質問します。空き家対策でございます。

1. 空家等にしない・増やさない取り組み。これは空家等対策計画の中での指針として入っているものでありますけれど、この取り組みについてお聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 空き家にしない・増やさないための具体的な取り組みについてですが、空き家に対する問題意識を持っていただくため、固定資産税の納税通知書の発布に併せ、町外の方を対象としてチラシによる啓発活動などを行っている状況でございます。

○議長 三瓶文博議員。

○9番（三瓶文博議員） 広報活動というんですか、周知活動をしているということでございますけれども、県内の人たちに通知を出していると。この件数はいくつぐらいあるでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 件数につきましては、年度により多少ばらつきはありますが、おおむねで1,700件から1,800件程度、毎年チラシの方を発布させていただいている状況になっております。

○議長 三瓶文博議員。

○9番（三瓶文博議員） 空家等対策計画の中では空家等総合相談窓口の設置というふうなことが書かれているんですけども、これは窓口があるのか。それとも、どこで受け付けているのか、お聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 役場の相談窓口、全般的な窓口としては企画政策課で担当させていただいているります。

○議長 三瓶文博議員。

○9番（三瓶文博議員） 先月、研修でもって、京都の南丹市というところに行ってまいりました。

ここで、我々が行ったのは移住定住の促進ということが成功している市ということで行つたんですけれども、その中の移住定住の施策というかガイドブック、こういったものが59ページにわたるなかで空き家対策の関しての部分があって、そこの取り組みが、非常に空き家バンクの登録件数が多いと。

どういったことやってるのかなと思っていろいろ聞きましたらば、区とか自治会、そしてあと地域の振興会等に助成金を出しているんです。空き家バンクに登録すれば3万円、そしてマッチングをすればさらに2万円というような取り組みをして、地域を巻き込んでやっているというふうなことが素晴らしいなと感じたものですから、戻ってきて、我が町にも計画があるよなと思って見ました。

そしたらば具体的な取り組みとして、「関係団体等との連携強化による情報収集・集約体制の強化 区長会やまちづくり協会、空家等対策協議会などの各種団体との連携を強化し、情報の収集・集約体制を強化する取り組みを検討していきます。」となっているんです。

先ほどの空き家バンクの登録数が家が2件で土地が3件ってことは、選択肢がないんです。情報が集まらなければ、事が進まないという部分があると思うんです。

そういうなかで、町は空き家、この計画はちょっと古いもんですから、この段階でも240件というふうな。そして町内、中心市街地が160件というふうな報告なんですが、それだけの数があって、何らかの対策をしたにも関わらず、空き家バンクに登録が少ないというのは、これ、やっぱり周知がなかなか届いていないという結果だと思うんです。

そこで、同じことをする必要はないんですけども、やはりこの計画に沿って、いろいろな取り組みの——非常に良い、素晴らしい出来だと思うんですよ。だから、これがなされていないのかなというふうな印象を受けるもんですから、こういったものに関してはどのように今後取り組むのか、ちょっとお聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 今ほどご指摘いただきました、空き家バンクの登録数が少ないのではないかとご指摘でございます。

町の方でも空き家バンクの登録件数少ないということで、いわゆる空き家の掘り起こしは非常に重要だと考えております。具体的に広報等で周知しただけではなかなかちょっと申込がないという状況もございますので、今ほど議員さんの方からお話をありました南丹市の事例であるとか、そういったもろもろ各種自治体の事例も踏まえ、掘り起こしに今後力を入れていかなければというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（三瓶文博議員） それでは2点目、適正管理をし、建物の不良化を防ぐという取り組みについて、お願ひします。

○議長 答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 2点目の適正な管理、建物の不良化を防ぐための取り組みについてですが、1点目に申し上げたチラシにおいて、空き家に対する問題意識を持っていただくための啓発と併せ、空き家の適正管理のお願いや町の支援策などの周知を図っております。

また、三春町シルバー人材センターでの取り組みにはなりますが、シルバー人材センター

では空き家の点検見回りや清掃・除草なども行っており、こうした内容の周知も併せて行っているところでございます。

加えて、町では、除草や植栽などの適正な管理ができていないため、空き家の周辺住民の方から対応を求める連絡を受けた場合には所有者などに対し連絡を取り、適切な管理をお願いする対応なども行っている状況でございます。

○議長 三瓶文博議員。

○9番（三瓶文博議員） ただいま2つのお答えいただいたんですけれども、この2つも件数分かりますか。どのぐらいの件数があるのか。

○議長 答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 まず1点目のシルバーハウスセンターでの取り組みでございます。空き家の点検見回りの件数についてでございますが、具体的なものは確認できていないんですが、毎年数件程度ということで、1桁の数字ぐらいの内容だということでお伺いをしております。清掃・除草につきましては、適宜件数がそれぞれあるということで伺っているということでございます。

2点目の住民の方から空き家の除草とかの対応を求める連絡。これにつきましては、件数の方は承知しておりますが、毎年、問合せの件数は非常に増えているというところでご了解いただければと思います。

○議長 三瓶文博議員。

○9番（三瓶文博議員） この政策も、やはり空き家の数から言えば本当にわずかな数なんです。ですから、やっぱり周知が行っていないのか、そこら辺の部分、もう一回検討し直すことが大事だと思います。

あと、植栽と草で迷惑もかかって、近所の方が苦情を出した場合に、その所有者に連絡をして対応してもらっているということなんですけれども、対応してもらった後の確認というのはしているんですか。

○議長 答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

先ほど申し上げました対応につきましては、空き家のみでなく、住んでいる方が例えば山林ですか、その他農地ですか、そういう土地の管理ができていないあるいは雑草が伸びているというようなところでも対応しておりますので、空き家に限定した対応ではございませんので、ちょっと全てを再度確認することは行っておりませんが、対応できていないという再度の相談があるのも事実でございます。そのたびに現地を確認し、写真を添付した依頼書、こちらを送ることによって対応しております。

○議長 三瓶文博議員。

○9番（三瓶文博議員） 私の知り合いが、隣の空き地なんですけれども、住宅の前の空き地が草ぼうぼうになっちゃって、なかなかそれを対応してもらえないんだと言うんです。自分がやってもいいんだけども、何分にも高齢なもんですから、ちょっとこれが難しいんだなんていうことあったもんですから、例えばその対応に対して確認をしているのかということを問うたわけでございます。

議長、このまま次に進んでよろしいですか。

それでは、3点目に進ませていただきます。

利活用の部分です。利活用について、どのように対応しているかということを聞かせてください。

○議長 答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 3点目の財産としての管理、利活用の取り組みについてですが、移住や定住を目的として空き家を改修する方に対しての助成や、町が空き家を借り上げ、移住者向けに貸出する事業、また空き家の所有者と利用したい方のマッチングを行う空き家バンク事業。件数等々少ないという課題はございますが、そういった事業を今行っているところでございます。

○議長 三瓶文博議員。

○9番（三瓶文博議員） 空き家の利活用というのは、ある意味町の資産だと思うんです。あと、住んでいる住民もやはり明かりの灯った部分というのは本当大事なことで、これが消えるということはやっぱり…。

消費者のニーズの中にも、やはり新たな住宅地を求めて新たなものを建てたいという方と、空き家をリノベーションして住みたいと。中心市街地について言えば、非常に利便性のあるところなんです。だから、私はそこにいますので中心市街地の空き家対策というのは大事だと思っているんですけども、やはりもうちょっと、いま一歩踏み込んだ政策でもってやっていかないと、この空き家対策、非常に難しいと思うんです。

空き家・空き地対策というのは、移住定住にも大きく結びついているわけです。そして、この計画は7次長計のときにできたものであって、令和3年から令和6年のもの。そして、8次長計を見ましても、住生活の安定確保・向上の中という、そういう向上という部分がありまして、この中にもこの計画に基づいて施策を進めるというふうな一文がありますので、多分これからこれをまた新たなものを作るんだろうと思うんですけれども、もう一歩踏み込んだ計画を作成してほしいなと思うんですけれども。

その中で、空き家の問題というのは、やっぱり地域の問題であるというふうな認識が非常に必要だと思うんです。住んでいる皆さんが空き家対策どうしたらいいかということを本気で考えていただけ、それを巻き込めるような計画を作ってほしいなと思うんですけれど、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 それでは質問にお答えしたいと思います。

ご指摘ありました、もう少し積極的な対策といいますか、あと計画の見直し、こちらにつきましては、ご指摘も踏まえたなかで、先ほど来申し上げています空き家バンクの登録の物件の少なさであったり、いろいろ課題があるかと思っておりますので、ご指摘いただいた内容、特に地域の方も含めていろいろ対策を検討していくという視点も踏まえて、空き家対策についてはきっと見直しをして取り組みを進めていければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（三瓶文博議員） それでは、2番目の質間に移ります。

ふるさと納税についてでございます。

これも、令和6年事務報告書によれば1,452件、3,678万7,000円、送付手数料が166万7,213円と。そして90品目と報告されております。

ふるさと納税は自主財源の確保に大きく貢献するものでございますので、この部分について質問させていただきます。

ふるさと納税の受付はどのような方法で行っていますか。

○議長 答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 質問にお答えいたします。

ふるさと納税制度につきましては、生まれたふるさとや応援したい自治体、そちらに納税者の方が寄附できる制度であり、本町では「ふるさと三春町応援寄附金」と称して、平成20年度から制度を運用しております。

ふるさと納税制度の受付方法についてでございますが、役所に直接お越しいただいて寄附を申し込む方法や郵送による申込方法、また全国どこからでもインターネット上のふるさと納税専用サイト、こちらを活用しまして、クレジットカード決済等による申込方法がございます。

このうち、本町におきましては、事業の効率化と民間事業者の営業力活用を目的としまして、ふるさと納税業務を委託により実施しております。寄附者の利便性が高い専用サイトを活用することにより、その申込みは99%を占めております。

具体的に本町で利用できますふるさと納税専用サイトにつきましては、楽天、ふるさとチョイスやさとふるなど、10の専用サイトから寄附の申込をいただけるようになっております。

また、それぞれのふるさと納税サイトに町の返礼品を掲載し、効率的なPRを行いながら、分かりやすい制度運用に努めているところでございます。

○議長 三瓶文博議員。

○9番（三瓶文博議員） このふるさと納税、17年目に入るんですね。3,600万円と大変な財源を今いただいているわけでございますけれども、より一層強化を図る意味でも、これ、もうちょっと工夫が必要かなというふうなことを感じていたもんですから、ちょっと聞きます。

受付の方法は7つの方法があると。これ町のホームページから入りまして、ホームページの表題文にはふるさと納税という欄はないんですね。そこに、Googleで検索、真ん中に載っていますんで、そこでふるさと納税と入れますと7つの方法が出てきます。

様々な入り方あるみたいです。でも、そこで見る限りは、ポータルサイトは4つ出てきます。これは、楽天ふるさと納税、ANAふるさと納税、ふるさとチョイス、さとふるということになっています。これを聞いたときに、令和6年の事務報告書では94品目となっていますけれども、楽天ふるさと納税・ANAは64件。ふるさとチョイス、これは結構それより多くて80件。さとふるというふうな部分を開きますと35件だけ出てきて、あとは期間が終わりましたとか、白い印になるんですね、カラーから白になって。なぜその4つのサイトがばらばらな表現になっているのか、そこら辺分かりますか。

○議長 答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

サイトによって掲載品目が異なるというご指摘でございますが、こちらにつきましてはご指摘のとおり、在庫に限りがあるものあるいは季節のものなどがございまして、その都度そういういったものは申込できなくなっておりますので、トータルで90を超えるものがあるとい

うふうな報告をさせていただいたところでございます。

それと、やはり返礼品につきましては、返礼品の在庫管理というのも必要になっておりますので、そちらにつきましても、この委託の中で在庫管理をするあるいは少ない在庫を効率的な——ちょっと言葉が適切ではないかもしれません——大手サイトといいますか、大型のポータルサイト。こちらに優先的に掲載するというふうな調整を行っておりますので、その時期、ポータルサイトごとに掲載する品目が異なるという状況になっております。

○議長 三瓶文博議員。

○9番（三瓶文博議員） 大手のポータルサイトの業者と情報の提供というのはこちらから行っているんですか。

それと、例えれば違うサイトではない部分が、違うサイトには現れているんです。何で統一を図れないのか。

それと、必ずしも全商品を見た場合に、三春町に特化したものなのかなというふうなクエスチョンもありますけれども、それは納入してくれる業者さんが三春の方であればというふうな部分もあるんでしょうけども、そこら辺のチェックというのはしているんですか。

○議長 答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 1点目の情報の提供という部分でございますが、こちらにつきましては、先ほど申し上げました委託している業者ございますので、そういったところで細かな調整はして、在庫管理ですか、当然、在庫がないのに受けてしまうと返礼品送れないという状況がありますので、ちょっと町では調整し切れない部分、細かい部分についても対応していただいております。

2点目の返礼品の内容につきましては、やはり産地というもの、そちらは総務省の方でも厳しくチェックしておりますので、例えば三春町で主な加工などを行っているものであれば、三春町で返礼品として提供しているものもございますので、原材料全てを三春町ということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 三瓶文博議員。

○9番（三瓶文博議員） 返礼品の中に、体験型の返礼品。これがないように思うんです。

温泉宿泊券みたいなものもあったんですけど、今、白になっていまして、使えない状況になっているようなんですね。返礼品が体験型であれば、納税された方が三春に必ず来町してくれるんです。それはもう交流人口の拡大とか、あと、来た人がやはり発信することが非常に今は大きな地域おこしの原点になっていると思うんです。そういう観点からも、体験型が必要だなと思うんです。

そしてこの春、モンベルがオープンして、そして先週、カヌー・キャンプ場。そしてモンベルの会長の話ですと、あの規模のユニットキャンプ場というのは日本で初めてだと、そういうふうに話されていました。大変、我々が見ても素晴らしいなど、地元で見ても思うようなものでありますので、これ来た人必ず、いい——アウトドアというのはリピーターになってもらわないと、ものが続かないんですね。だから1回来て終わりではなくて、それを確実にやっていけるというふうな部分というのは大事かと思っていまして。

あと、モンベルストアの中にクライミングピナクル、これは有料なんですね。インストラクターがついてやるために。ですから、例えばユニットキャンプ場、区画キャンプ場の利用、あとカヌ一体験、またクライミングピナクル等、そういう利用券を返礼品にあげたらどうかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

それと加えてなんだけども、それだけじゃなくて、やはり体験型のものをもう少しみんなで考えて、来ていただいて楽しんでもらうというか、そういういた取り組みに持っていくことが大事だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 体験型の返礼品につきましても、先ほどちょっと物品の方でもご説明したのと近いものがあるんでございますが、区域内で体験できるサービスについては、国の方でも返礼品としては認められているという状況でございます。

先ほどご質問いただきました屋外型のカヤックですかキャンプ、クライミングピナクルといったものにつきましては、今年度完成して営業始まっているところでございますので、今後事業主と協議をして、ぜひ進めていきたいとは考えております。

その中で、今ご質問ありました方法につきましては、やはりご寄附いただきご利用できないのではちょっと困るという状況もございますので、先ほど議員からご質問ありましたとおり、何かクーポンのような、希望の日時に申込ができるような形を取っていきたいと、今後協議を進めてまいりたいと考えております。

それと、それ以外の体験型を広く考えて進めるべきだというご質問につきましては、今申し上げましたように、ある程度事業主のお考え、受入体制、そういったものが大きく影響すると思いますので、今後、そういった情報を収集して、事業主と検討しながら進めてまいりたいと考えます。

○議長 三瓶文博議員。

○9番（三瓶文博議員） 返礼品の順位についてお願いします。

○議長 答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 返礼品の人気順位についてお答えいたします。

令和6年度、こちらは寄附の件数の順位でございますが、こちらで申し上げますと、1位が三春産米、三春産のお米でございます。こちらが466件。2位が肉製品、こちらが264件。3位が三春産のはちみつ、212件となっております。本町においては、農産物や加工品が人気の高い返礼品となっております。

このほか、家具製品も人気がありまして、現在100種類程度あります返礼品の中から、寄附額に応じてお好みの返礼品を選んでいただけるようにしております。

今後も町内事業者等と連携いたしまして、町内地場産品のさらなるPRを行うとともに、皆様に選ばれる返礼品を選定しながら、自主財源の確保に努めてまいります。

○9番（三瓶文博議員） 質問を終わります。

○議長 以上で9番三瓶文博議員の質問を終わります。

○議長 3番大内広信議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○3番（大内広信議員） それでは、事前通告に基づきまして、町民体育館整備、オールラウンドの体育館を目指してについて質問します。

まず初めに、災害時の対応としての空調設備の導入について、町の考え、どうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 三春町民体育館は、竣工後本年で47年を迎える、同じく町民第2体育館は20年を迎えました。

両体育館は各スポーツの練習や大会、選挙の開票所、集団接種の会場として活用されています。また、町地域防災計画において、「広域指定避難所」としても位置づけられております。

避難所利用においては、猛暑や厳寒に対処するために、快適な環境を確保することが大切であります。

体育館への空調設備の導入につきましては、昨年の議会定例会12月会議において大内議員から一般質問があり、調査を検討する旨のお答えをしておりました。

体育館に常設の空調設備を整備する費用を試算しましたところ、概算ですが町民体育館は約6,500万円から1億円、町民第2体育館は約5,400万円が必要となる見込みであります。このほかに維持管理費が必要となることから、引き続き財源を含め、検討していく必要があると考えております。

現時点において、災害発生時の対応としましては、町では民間事業者等と災害協定を締結しておりますので、有事の際には必要に応じてスポットクーラーやヒーターなどを速やかに設置したいと考えており、効率的かつ柔軟な対応により、避難所における環境改善を図ってまいりたいと考えております。

○議長 大内広信議員。

○3番（大内広信議員） 体育館の空調設備については、まず町として今後必要なのかどうか、その考えをお聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 体育館としては、空調設備は要らないと私は考えております。

災害時についてはということですが、災害時も速やかに対応するということで、今災害協定結んでいる業者さんの方からいろいろ搬入していただけるということで対応できるということでございますので、費用面も考えて、現在のところ空調設備については考えておりません。

○議長 大内広信議員。

○3番（大内広信議員） 昨今、線状降水帯が多く発令をされていまして、万が一当町で発令された場合、桜川の氾濫や土砂災害で多くの町民の方が体育館に避難されるということを予想されていると思います。

先ほど副町長答弁であった民間事業との災害協定での対応や、スポットクーラーやヒーターでの対応で本当に町民の命を守ることができますでしょうか。私個人的には、まず体育館に空調設備をつけて、足りないところを災害協定を結んだ業者さんとの対応や、スポットクーラーやヒーターで対応した方が多くの町民の命を守ることができるんではないかと思いますが、この辺どうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 先ほど申し上げました空調設備の費用でございますけれども、エアコンとキュービクル等の費用で、そちらの空調設備だけで体育館内が冷えるか、それと暖房が確保できるかということは断言はできません。それ以外の設備も投資しないと体育館を冷やしたり暖めたりはできないと考えておりますし、そちらの方の検討もしなくちゃいけないということも

ございまして、町民体育館につきましては大高先生設計の景観が建築界の方でも有名なものでございまして、そちらの方の景観も考えていかなくてはいけないということもあります。

いろんな面を考えますと、現在のところ、各施設の中において個別になるべくクーラーといふか、体育館内でいろんなものを使って環境を整えていきたいと考えております。

○議長 大内広信議員。

○3番（大内広信議員） 最近、体育館で熱中症のリスクがすごく高まっているということで、今体育館熱中症と呼ばれているみたいです。

他の町ではあると思うんですが、実際に体育館の温度がどのぐらいなのかどうかデータがちょっと出ていたので、今読み上げたいなと思います。

まず、グラウンド33℃。今日のような天気ですね。33℃に対して、体育館の天井54.4℃、床面46.8℃。確かに副町長おっしゃったように、設備を投資したからといって体育館全体が守られるということではないと思うんですが、やはりこの温度を考えたときに、避難に対して十分な対応が町としてできるのかどうか。

また、参考までに読み上げますが、全国の公立小中学校だと思うんですが、体育館のエアコン設置率、全国で22.1%とのことです。1位は東京で88.3%。福島県1.5%、45位だそうです。国は体育館のエアコン整備を加速し、2035年までに95%の設置目標であると言われています。

また先ほど、費用が大分かかる、投資の費用がかかるということもおっしゃっていましたが、今国では予算の2分の1を補助をすることで書かれておりました。また、今年度福島市の方では、学校希望も含めて10校体育館にエアコン設置をし、三春町近隣地区においても、6年度補正予算を組んだり7年度当初予算に組み込んだりをして対応している町・村があるそうです。

いま一度、副町長、どうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 先ほどからお話ししております町民体育館・第2体育館につきましては、社会福祉施設となっておりまして、現在のところ補助金の方がありません。ですので、議員さんおっしゃられたのは学校の体育館のお話だと思いますが、町民体育館と第2体育館につきましては、緊急防災か、もしくは社会体育施設の補助になるんですが、そちらの方が今ないので、今後そういう補助が出てくるかどうかを注視していきたいと思っておりますが、そういう補助があった際にはまた検討はさせていただきたいと考えております。

○議長 大内広信議員。

○3番（大内広信議員） 私もちょっと、そこ調べました。補助金なんですが、空調設備工事については、学校施設環境改善交付金、社会体育施設の質的整備事業の要件に当てはまると思いますので、この要件にもし三春町が当てはまるんであれば、ぜひ当町も手を挙げていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 そちらの方はあるんですが、令和7年度までということになっておりますので、それでちょっと間に合わないということで私も判断しております。

○議長 大内広信議員。

○3番（大内広信議員） ちょっと余談なんですが、昨夜、町民ソフトボール・家庭バレー

ボーラー大会の組合抽選会が行われました。家庭バレー大会については、昨年まで恐らく——昨年、ちょっと台風で中止だったと思うんですが——リーグ戦をやっていました、朝の8～9時ぐらいから試合をして14～15時ぐらいまで交流、要は各地域との交流とか世代間の交流を行っていたと。

今年についてはやはり熱中症の観点から、開会式なしで8時ぐらいからの試合、11時にはもう終了だということで昨日話がありました。やはりそこに対しても、一体こういった町の行事、地域間のバレーを通して地域間の交流や世代間の交流が「たった2時間で終わってしまうのはどうなんだ」というふうな意見が、昨日会議のときに他の町の監督さん、女性の監督さんから上がっていました。

補助金について、残念ながら令和7年度でいっぱいということではありました、もしこれ以降の補助金があるんであれば、それは町としても手を挙げていただいて、命を守る観点、熱中症のリスクも含めて、補助金をうまく使ってみてはどうかなと思います。

次の質問に入ってもよろしいですか。

○議長 鳴原総務課長。

○総務課長 すいません。1点ちょっと、先ほど副町長にお渡しする資料がちょっと見づらい資料で、私の不備で申し訳ありませんでした。

先ほど言いました令和7年度までというのは、2分の1にかさ上げをするのが7年度まで。3分の1補助であればこちらは継続してありますので、ちょっと訂正させていただきたいと思います。大変失礼しました。

○3番（大内広信議員） 次の質問になります。

続きまして、多種多様な競技に対応するための体育館の整備についてお聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

町民体育館、それから町民第2体育館、両体育館は、バレー・バスケットボールなどの球技や、いわゆるラケットスポーツを中心に活用されてきました。最近は全国規模の柔道大会が催され、他にも新たな競技での利用が増えております。

しかし、これに見合うような老朽化した建築物本体や設備、新種目に対応する備品購入、例えばソファなど公共スペースの家具の補修整備が課題となっております。

町では令和5年度に町民体育館について「大規模改修調査業務」を実施し、建築物としての意匠を保ちながら、近代的な改修を図るための調査を行いました。この調査により、空調を除く建替で約8億円超、同じく改修でも約5億円が必要とされ、すぐに取り組むことができるものではありません。

一度に大規模な更新や改修は困難でも、利用者の皆様のご意見を伺いながら、誰もが活用しやすい環境づくりに努めてまいります。

○議長 大内広信議員。

○3番（大内広信議員） 環境づくりは急務であると思うんですが、今、魁春旗の柔道大会、全国大会や、あと県レベルの大会が多く実施されているわけで、今後、観客席の増大もやっぱり必要になってくるんじゃないでしょうか。

具体的に競技名を出しますが、三春町で町民体育館、また第2体育館を使って試合ができる競技があります。これはミニバスです。ミニバスは皆さんご存じのとおり、ゴールの高さが社会人、中学生以上の高さと違うので、ミニバスの大会ができないんです。やはりこれ

は多くの保護者の方や指導者の方から意見をいただいている。やはり大会ができないことによって、どうしても地元で開催ができないことで、例えばこれから競技力の低下だったりとかスポーツ少年団の減少にもつながってしまう可能性もあるかと思うんです。

先ほど伊藤課長の答弁であった、やはりまずは利用者のご意見を伺いながら、こういった設置が可能なのかどうか。例えば、今ある体育館にミニバスのゴールを備え付けるか。もしもくは移動式のゴールポストを使うかどうか。やはり移動式は危ないと思うんですね。固定がないので怪我のリスクもあると思いますし。

この辺のところはやはり予算等の問題もあると思いますので、この辺、早急に対応していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 ただいまご指摘いただきましたミニバスケットにつきましては、同様の苦情といいますか、ご要望の方を競技者の方からもいただいているところでございます。

ただ、それは申しましても、物理的になかなか整備が難しいというような状況もございます。こちらの方は何とか知恵を絞りまして、私たちができることに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 大内広信議員。

○3番（大内広信議員） 三春町で大会を開催することで交流人口の拡大や関係人口の増大にもつながると思いますし、せっかくモンベルができたりキャンプ場がオープンして、これから三春町に子どもたちも含めて多くのスポーツ関係団体が来ると思います。アウトドアヴィレッジの紹介、パンフレットを配るとか、そういう拡大にもつながると思いますので、検討していただきたいなど。

これも先ほどの空調設備の話とちょっとかぶってしまうんですが、補助金というところで、スポーツ振興くじ、助成金は使えないですか。

○議長 答弁を求めます。

伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 スポーツ振興くじということで、具体的な対策ということでご指摘いただいております。

こちらの方、私ども要件をまだ完全には把握しておりませんでしたので、もしそれが使えるのであれば、そういったものも含めて使って、何とか整備を図っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○3番（大内広信議員） 質問を終わります。

○議長 以上で3番大内広信議員の質問を終わります。

○議長 7番小林孝議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○7番（小林孝議員） 現在、物価高が長く続く、特に影響するのは後期高齢者の者です。町として、生活支援や助成などをいかがに考えていますか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

町では、エネルギーや食料品などの物価が高騰するなか、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金の給付事業に取り組んでまいりました。

給付金の給付目的は、物価高騰が続くなか、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯などの生活維持を支援することでありまして、現在のところ、後期高齢者に限定した新たな生活支援に町独自で取り組む予定はございません。ご理解いただきたいと思います。

○議長 小林孝議員。

○7番（小林孝議員） 今、課題になっているものは少子化と後期高齢者の問題だと思います。ましてや高齢者は今、町でも減少しているとおり、4,600人の人数がいるんだそうです。そして、町の人口は今1万6,000人を割ったんです。

そのなかで70歳以上の方は4,600人いますが、その頃の労働者は今もう後期高齢者になって、子どもの4人に1人で、2.4人に1家族です今。だからその辺、高齢者、非常に困っている状況です。

だから、ここに来て、奥さんもらったり嫁さんもらったり何からして、「ああ、三春に来て良かったな」と言えるような後々の体制を今後検討できるのかなと思います。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

多くの高齢者を現役世代が支えるという構造であります。したがいまして財源を誰が持つかということになると、現役で支えておられる、年々人数が減っている働き盛りの人が支えていくわけです。

高齢の方は当然多くなってまいりますけども、全体的なバランスを考えた場合に、今ご質問の中にもございましたけども、2.4人で1人を支えて、今現在でさえ現役世代に負担が大きいんではないかという時代のなかで、新たに町が独自に財源を確保して、多分起債ということになり、借入れするしかありません。そこまでして後期高齢者を支える必要があるんでしょうかということを逆に問いたいと思います。

小林議員としては必要があるということだと思うんですが、後期高齢者イコール全て100%の方が生活に困窮しているというわけではないんではないかというふうに思っております。現役世代と同居されている方は、家族の中で生活を支え合っていることもありますので、特にどこのどういう方が困っているかということに対しては、既存の制度と併せて町もどんどん支援していきたいと思うんですが、機械的に後期高齢者だから何万円交付しますというのは、制度としてはやはり適切なものではないというふうに私は考えます。

以上です。

○議長 小林孝議員。

○7番（小林孝議員） 家族構成なんですが、2.5とか3人いればいいですが、70歳、75歳になって一人世帯の人もいるわけだ。その人を含めて、強く私求めます。

最終的に私が言っているのは70歳以上からの支援ですから、12月になれば所得税を計算しますから。多い人はそこから税金を取るということで、本当に困っている人に支援してもらいたいということの意味合いです。

○議長 答弁、お願ひしますか。

坂本町長。

○町長 答弁としてはかなり難しい答弁になると思っています。

70歳以上の方、生活が大変だということは同感いたします。ただ、それ以外の方も経済的に困っている方が大勢いらっしゃいます。

70歳以上でそして一人暮らし、大変だろうというのについては、既存の制度が幾つかございます。そういうものをうまく使っていただきたいというふうに思っているんです。お互いに支え合うという事業で、必ずしもお金を寄付するだけが制度ということではないんで、その方が人間らしく生活できる基本というのは、そういった支え合いの中でも実現する可能性は十分ございますので、既存の制度をうまく活用していただきながら。

ただ、本当は困っているんだけど声を出せない、そういう話であれば、是非とも福祉部門に話をつないでいただきたいというふうに思っております。「見えない貧困」という言葉があるぐらいなかなか言いだせない方もいらっしゃいますので、今、民生児童委員の方を通じて、そういう方を掘り起こしてくださいということは町の方でやっております。

話をまとめますと、本当に困っていて緊急に支援が必要だという方については、既存の制度で十分対応していけます。そういう部分をまず活用していただいて、あとは全体的に満遍なく給付金というのはまだ優先順位は下がる、そういう話をさせていただきました。

○7番（小林孝議員）　　これで（質問を）終わりります。

○議長　　以上で7番小林孝議員の質問を終わります。

……………・・　散会宣言　・・…………

○議長　　これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。ご苦労さまでした。

（午後3時02分）

令和7年9月9日（火曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 影山 孝男	2番 三瓶 一壽	3番 大内 広信
4番 佐藤 弘	5番 山崎 ふじ子	6番 石井 一正
7番 小林 孝	8番 松村 妙子	9番 三瓶 文博
10番 篠崎 聰	11番 橋本 善一郎	12番 佐久間 正俊
13番 影山 常光	14番 遠藤 亮子	15番 鈴木 利一
16番 影山 初吉		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 今泉 喜徳	書記	横田 涼
	書記	佐藤 祐梨子

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	坂本 浩之
副町長	伊藤 朗

総務課長	鳴原 健二	財務課長	菊田 誠子
企画政策課長	渡辺 淳	住民課長	佐久間 島宏
税務会計課長	荒井 公秀	保健福祉課長	影山 清夫
子育て支援課長	大内 広三	産業課長	遠藤 晃
建設課長	新野 恭朗	企業局長	橋本 泰寿
教育長	添田 直彦	教育次長兼 教諭課長	藤井 康
生涯学習課長	伊藤 晴之		

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和7年9月9日（火曜日） 午後2時00分開議

- 第 1 付託議案の委員長報告
- 第 2 議案第45号 公の施設（三春町営バス）の区域外設置に関する協議について
- 第 3 議案第46号 三春町GIGAスクール端末整備に係るタブレット端末の買入れについて
- 第 4 議案第47号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第48号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第49号 三春町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第50号 令和7年度三春町一般会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第51号 令和7年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第52号 令和7年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第53号 令和7年度三春町下水道事業等会計補正予算（第2号）
- 第11 認定第 1号 令和6年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第12 認定第 2号 令和6年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 認定第 3号 令和6年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 第14 認定第4号 令和6年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第15 認定第5号 令和6年度三春町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
第16 認定第6号 令和6年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について
第17 認定第7号 令和6年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について
第18 認定第8号 令和6年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について
第19 認定第9号 令和6年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について
第20 認定第10号 令和6年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について
第21 同意第15号 固定資産評価委員会委員の選任につき議会の同意を求めるについて
第22 同意第16号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めるについて
第23 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて
第24 発委第10号 三春町議会ハラスメント防止等に関する条例の制定

《追加日程》

- 第1 議案第54号 公の施設（三春町営バス）の区域外設置に関する変更協議について
第2 発委第11号 体育館への空調設備の整備に関する財政支援の拡充を求める意見書

6 会議次第は次のとおりである。

(開議 午後2時00分)

…………… 開議宣言 ……………

○議長 ご苦労様です。

ただいまから本日の会議を開きます。それでは脱衣を許します。

本日の議事日程は、タブレットに掲載したとおりでございます。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第1、付託議案の委員長報告を行います。

付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は8月29日に日程設定を行い、9月3日及び5日の2日間に、第1委員会室において開会しました。

議案第47号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第48号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

以上2案について、総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号 三春町税特別措置条例の一部を改正する条例

税務会計課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は8月29日に日程設定を行い、9月3日・4日、第3委員会室において開会いたしました。

議案第45号 公の施設（三春町町営バス）の地域外設置に関する協議について

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号 三春町G I G Aスクール端末整備に係るタブレット端末の買入れについて

教育課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

以上で文教厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

予算決算特別委員会委員長。

○予算決算特別委員長 予算決算特別委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は9月1日、2日、3日に全体会にて議案の説明を受け、9月3日4日及び5日の3日間、各分科会において審査し、8日には全体会において分科会長報告を行いました。

付託議案の審査にあたっては、全体会において担当課長の出席を求め、各会計ごとに説明を受けました。その後、全体会での議案説明をもとに、各分科会において審査を行いました。最後に、全体会において町長、副町長、教育長等の出席を求め、各会計補正予算・決算について分科会長報告及び総括質疑を行いました。

審査結果は、議案第50号「令和7年度三春町一般会計補正予算（第3号）」から議案第53号「令和7年度三春町下水道事業等会計補正予算（第2号）」までは全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号「令和6年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」は全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しましたが、「過度に不用額や繰越額が生じないよう、予算管理の適正化を図ること」との意見がありました。

また、委託業務全般について、「業務内容や成果を精査し、直営で実施可能な業務については安易に委託をしないこと」、「委託範囲の整理や町の適切な管理が必要である」と意見がありました。

認定第2号「令和6年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」から認定第4号「令和6年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」までは全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号「令和6年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」は全員一致、原案のとおり認定すべきものと決ましたが、繰入金については「一般会計における負担を極力軽減させるなど、町営バスの今後のあり方について引き続き検討すること」と意見がありました。

認定第6号「令和6年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について」から、認定第10号「令和6年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」までは全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、予算決算特別委員会の報告といたします。

○議長　　ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長　　質疑なしと認めます。

以上で予算決算特別委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

..... 討論及び採決

○議長　　日程第2、議案第45号「公の施設（三春町町営バス）の区域外設置に関する協議について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長　　討論なしと認めます。

これより、議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　　異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第46号「三春町GIGAスクール端末整備に係るタブレット端末の買入れについて」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長　　討論なしと認めます。

これより、議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　　異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第47号「職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長　　討論なしと認めます。

これより、議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　　異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第48号「職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第49号「三春町税特別措置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第50号「令和7年度三春町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第51号「令和7年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第52号「令和7年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第53号「令和7年度三春町下水道事業等会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、認定第1号「令和6年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第12、認定第2号「令和6年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第13、認定第3号「令和6年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい

て」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第14、認定第4号「令和6年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第15、認定第5号「令和6年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第16、認定第6号「令和6年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第17、認定第7号「令和6年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第18、認定第8号「令和6年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第19、認定第9号「令和6年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第20、認定第10号「令和6年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

……………・・ 同意第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき

議会の同意を求めるについて ………………

○議長 日程第21、同意第15号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めるについて」を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 議案説明書3ページをご覧ください。同意第15号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めるについて」であります。

これは固定資産評価審査委員会委員の宗像正英氏の任期が令和7年10月31日で満了となるため、新たに永山晋氏を委員として選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

別紙経歴書をご覧ください。永山晋氏であります。

学歴については割愛させていただきます。

職歴ですが、平成3年4月に三春町役場に勤務されました。令和7年3月に退職以降、令和7年4月、一般財団法人田村西部工業団地振興財団に勤務しております。そして現在に至っております。

公職歴等につきましては、令和7年4月、三春町情報公開個人情報保護審査会委員として現在に至っております。

賞罰についてはございません。

以上です。

○議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより同意第15号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

…・ 同意第16号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めるについて ……

○議長 日程第22、同意第16号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めるについて」を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 議案説明書同じ3ページをご覧ください。同意第16号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めるについて」であります。

これは教育委員会委員の菊地和裕氏の任期が令和7年9月30日で満了となるため、引き続き同氏を委員として任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

経歴書をご覧ください。菊地和裕氏であります。

学歴については割愛をさせていただきます。

職歴ですが、平成6年4月に吉田建設工業株式会社に入社され、その後数々の事業所に勤務されまして、平成21年12月に株式会社菊地住建代表取締役として現在に至っております。

公職歴等につきましては、平成27年4月に三春町立沢石小学校父母と教師の会会長を皮切りに数々の公職を重ねまして、令和3年10月に三春町教育委員会委員になられております。そして現在に至っております。

賞罰についてはございません。

以上であります。

○議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより同意第16号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

…・ 諒問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて …

○議長 日程第23、諒問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて」を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 議案説明書をご覧ください。3ページであります。諒問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて」であります。

これは、人権擁護委員の管野正秀氏の任期が令和7年12月31日で満了となるため、引き続き同氏を委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

経歴書をご覧ください。管野正秀氏であります。

学歴については割愛をさせていただきます。

職歴ですが、昭和55年4月に福島県いわき市立小白井中学校教諭を皮切りに県内各中学校を歴任されまして、中学校につきましては、平成27年3月に定年退職をされております。その後、平成27年4月からは郡山市教育委員会総合教育支援センター非常勤として、令和2年4月からは郡山市あさかの学園大学事務局主任として務められまして、令和3年3月に退職されております。

公職歴等につきましては、平成27年4月に三春町の中町区区長をはじめまして、令和5年1月には人権擁護委員となられまして現在に至っております。

賞罰についてはございません。

以上です。

○議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより諮問第2号を採決します。

本案は適任ということで、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は適任と意見を付することに決定しました。

………… 発委第10号 三春町議会ハラスメント防止等に関する条例の制定

○議長 日程第24、発委第10号「三春町議会ハラスメント防止等に関する条例の制定」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長 発委第10号「三春町議会ハラスメント防止等に関する条例の制定」

三春町議会ハラスメント防止等に関する条例を別紙のとおり定める。

条例の内容等につきましてはタブレットに掲載いたしました提出議案書のとおりであります。

令和7年8月29日提出 提出者 三春町議会 議会運営委員会委員長 佐藤弘

以上提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださるよう、よろしくお願ひいたします。

○議長 趣旨説明が終わりました。

質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、発委第10号について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより発委第10号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

………… 追加議案の提出

○議長 町長より、議案第54号「公の施設（三春町町営バス）の区域外設置に関する変更協議について」が提出されました。これを日程に追加して議題にしたいと思いますが、ご異議ありま

せんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第54号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

…・議案第54号 公の施設（三春町町営バス）の区域外設置に関する変更協議について・…

○議長 追加日程第1、議案第54号「公の施設（三春町町営バス）の区域外設置に関する変更協議について」を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 議案第54号「公の施設（三春町町営バス）の区域外設置に関する変更協議について」、提案理由の説明をさせていただきます。これは地方自治法の規定に基づき、三春町町営バス路線を田村市に設置していることについて田村市と変更協議を行うため、同法の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議お願ひいたします。

○議長 担当者の説明を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 それでは説明させていただきます。

本案につきましては10月からの町営バスの再編に伴い、田村市区域に設置してあるコース及びバス停留所を変更するため田村市と事前協議を進めていたところ、先日事前協議が整ったことから変更協議をするものでございます。

それでははじめに議案説明書の2ページ、タブレットの4ページをご覧いただければと思います。再編によりまして田村市区域を運行する予約型朝コース〔北部コース〕につきましては、当ページの青い表示のコースとなります。また、田村市に設置しているバス停留所につきましては、6か所から5か所を廃止し、引き続き設置するバス停につきましては要田駅1か所となり、位置図につきましては次のページ、赤い丸印のところでございます。

続きまして、変更の協定書の内容について説明させていただきます。議案書の4ページをご覧いただければと思います。三春町町営バス運行に関する変更協定書。平成13年9月26日に締結した「三春町町営バスの設置に係る協定書」について、田村市と三春町は、三春町が運行する三春町町営バスの田村市区域内における運行に関し、別紙のとおり変更するものでございます。変更する内容につきましては次のページをお願いしたいと思います。

三春町町営バス運行に関する協定書。主な事項でございますが、第2条になります。町営バスの路線の設置でございます。(1)としまして県道浪江三春線の一部。(2)としまして県道実沢要田線の一部。(3)としまして田村市道山崎線の全部です。

第3条でありますが、バス停留所の設置箇所でございます。田村市船引町要田字寺向地内にあります、要田駅の1か所になります。

第4条、運行開始日でございますが、令和7年10月1日からの開始とする。

第5条、経費の負担でございますが、こちらは予約があったときのみ運行する1日1便のみでございますので、経費については三春町が負担するものという形でございます。

説明は以上になります。

○議長 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決します。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

……………・・ 追加議案の提出 ・・…………

○議長 文教厚生常任委員会委員長より、発委第11号「体育館への空調設備の整備に関する財政支援の拡充を求める意見書」が提出されました。これを日程に追加して議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、発委第11号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

…・発委第11号 体育館への空調設備の整備に関する財政支援の拡充を求める意見書・…

○議長 追加日程第2、発委第11号「体育館への空調設備の整備に関する財政支援の拡充を求める意見書」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 発委第11号「体育館への空調設備の整備に関する財政支援の拡充を求める意見書」

地方自治法第99条の規定により、体育館への空調設備の整備に関する財政支援の拡充を求める意見書を別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和7年9月9日提出 提出者 三春町議会文教厚生常任委員会 委員長 松村妙子

意見書の内容並びに提出先等につきましては、タブレットに掲載しました意見書のとおりであります。

令和7年9月9日 三春町議會議長 影山初吉

以上、提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより発委第11号を採決します。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

……………・ 町長挨拶 ・…………

○議長 本定例会9月会議に付された事件は、すべて終了しました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

坂本町長。

○町長 ただいまは全議案可決、同意そして承認いただきましてありがとうございました。そしてまた、特別委員会委員長のご意見にありましたとおり、経費節減あるいは職員の事務能力向上のため貴重なご意見をいただきました。職員の考える力、政策を立案する力を向上させるように働きかけてまいります。

すでに皆さんご承知のとおり、三春病院の指定管理取消の申し出が今朝ほどの新聞あるいはテレビですでに報道されております。今のところマスコミ関係以外からの問合せというのほとんどございませんが、予想したよりは落ち着いた状況で推移しております。ただこれから先、少子高齢化そして人口減少に伴いまして、今までだったら何とかなっていたものがある日突然破綻する、ほころびが出るということが当然予想されます。町といたしましては、常に5年10年先を見ながら、情報収集しながら、少しずつ諦めるということではなくて戦略的に縮んでいく、そして豊かな生活が保たれるように努力していくということに情熱を傾けてまいりたいというふうに思います。

議会の皆さんにおかれましては、引き続き町民の皆さんの生の声を教えていただくとともに、数々の政策立案につきましてお力添えをいただければ大変ありがたいというふうに考えております。

大変暑いなかでの9月会議でございました。皆さん身体にご留意され、ますますご活躍されますことをお祈り申し上げまして、会議終了にあたってのあいさつとさせていただきます。大変お疲れ様でした。

……………・ 散会宣言 ・…………

○議長 これをもって、令和7年三春町議会定例会9月会議を散会します。ご苦労様でした。

(閉会 午後 2時42分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年9月9日

福島県田村郡三春町議会

議 長 影 山 初 吉

署 名 議 員 佐 藤 弘

署 名 議 員 山 崎 ふじ子

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第45号	公の施設（三春町町営バス）の区域外設置に関する協議について	全員	原案可決
議案第46号	三春町G I G Aスクール端末整備に係るタブレット端末の買入れについて	全員	原案可決
議案第47号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	全員	原案可決
議案第48号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	全員	原案可決
議案第49号	三春町税特別措置条例の一部を改正する条例	全員	原案可決
議案第50号	令和7年度三春町一般会計補正予算（第3号）	全員	原案可決
議案第51号	令和7年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	全員	原案可決
議案第52号	令和7年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）	全員	原案可決
議案第53号	令和7年度三春町下水道事業等会計補正予算（第2号）	全員	原案可決
議案第54号	公の施設（三春町町営バス）の区域外設置に関する変更協議について	全員	原案可決
同意第15号	固定資産評価委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	全員	同意
同意第16号	教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めるについて	全員	同意
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて	全員	適任
認定第1号	令和6年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第2号	令和6年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第3号	令和6年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第4号	令和6年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第5号	令和6年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第6号	令和6年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第7号	令和6年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第8号	令和6年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第9号	令和6年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
認定第10号	令和6年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について	全員	認定
発委第10号	三春町議会ハラスメント防止等に関する条例の制定	全員	原案可決
発委第11号	体育館への空調設備の整備に関する財政支援の拡充を求める意見書	全員	原案可決